

第六十八回 参議院内閣委員会議録第二十号

(三八一)

昭和四十七年六月十二日(月曜日)

午前十時五十分開会

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

柳田桃太郎君

町村 金五君
安田 隆明君
鈴木 力君
水口 宏三君

事務局側

常任委員会専門

相原 桂次君

本日の会議に付した案件

○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十二年度以後における公共企業体職員等の共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

衆議院議員
内閣委員長代理

國務大臣

大蔵大臣

運輸大臣

國務大臣

山口 敏夫君

水田三喜男君
丹羽喬四郎君
中村寅太君
山中貞則君
小田村四郎君

○委員長(柳田桃太郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

恩給法等の一部を改正する法律案、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和四十二年以後における公共企業体職員等の共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案、昭和四十二年度以後における公共企業体職員等の共済組合法に規定する法律案(内閣提出、衆議院送付)

文官平均在職年数でございますが、これも各文官の種類別ごとに申し上げますと、一般文官が二十三年でございます。教育職員が二十五年、警察監獄職員が十八年、待遇職員が二十一年であります。で、軍人につきましては、いま申し上げましてもござりますので、この受給額が六万四千円でございます。

文官平均在職年数でございますが、これも各文

三案を一括議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○鈴木力君 まず一番先に、国家公務員の担当の大蔵省から、現在の恩給受給者の状況をまず最初にお伺いいたします。これは軍人恩給関係と、それから軍人恩給以外の恩給受給者の状況をお伺いいたします。状況といつても、これはまだはつきりしませんから、大体受給者が何人で、平均恩給額はどれくらい、それから平均の勤続年数はどれくらい、そういうふうにひとつお伺いいたします。

○鈴木力君 まず受給者でございます。うち文官が十九万六千人、軍人は二百六十二万人でございます。

○政府委員(坪川幸藏君) まず受給者でございますが、総数は二百八十二万人でございます。うち文官が十九万六千人、軍人は二百六十二万人でございます。

○政府委員(坪川幸藏君) 平均恩給額は、このたびの一〇・一%の

なお平均恩給額は、このたびの一〇・一%のアップ率を見込みまして、文官におきましては、これは文官でも種類がいろいろございますが、いわゆる一般文官――文官を全部平均いたしまして、文官のうちの一般文官、これが平均受給額が二十八万五千円であります。教育職員は三十四万円でございます。で警察監獄職員が十六万八千円でございます。待遇職員が二十一万三千円でございます。なお、軍人の恩給につきましては、これは加算といいまして、短期在職者の方が非常に多くございますので、この受給額が六万四千円でございます。

○鈴木力君 国家公務員のほうは平均勤続年数はどれくらいになつておりますか。

○政府委員(吉瀬維哉君) 四十六年十二月末の現況を申し上げますと、人員で十七万三百十九人、一人当たりの給付額の平均でございますが、三十万八千二百五十六円、こういうことになつております。

○鈴木力君 国家公務員のほうは平均勤続年数はどれくらいになつておりますか。

○政府委員(吉瀬維哉君) 三十年でございます。

○鈴木力君 このうち、いまの国家公務員の三十万八千円、十七万三百十九人ですね、このうちの、年金制度の改定の時期において、大体まあ恩給部分と年金部分の比率といふと少しめんどうになりますから、年金部分の比率が五年の人に例をとつてみますと、その場合の恩給額は平均どれくらいになつておりますか。もしそれがなければ、あるのでもいいですかね。恩給部分と年金部分が五年のところ、あるいは三年のところ、もし統計があればあるところでもけつこうです。

○政府委員(吉瀬維哉君) 正確なお答えからちょっと変わらぬかもしれませんが、現在の支給額

のうち、恩給部分の占めている割合が大体七割になつております。

○鈴木力君 それは総額ですね。総額といいますか、総計でいいますと恩給部分が七〇%、年金部分が三〇%ですね。いや、私がさつき年金部分が五年といって、そこをちょっと聞きたかったのは、この恩給制度から共済年金制度に切りかわったところの変化が、カーブが、これはやはり制度が変わるからしようがないことでありますけれども、少し下がっているわけですね。その下がり方のカーブの状況を聞きたかったわけですけれども……。

○政府委員(吉瀬維哉君) 個別にある時点をとらへておましてお答えできませんではなほだ恐縮でござりますが、御承知のように、当初は恩給部分の上に、六割までいくかといふような情勢でございまして、徐々にカーブが是正されていくんではあるま

いかということを考えている次第でございます。
○鈴木力君 それはカーブが是正されるのじゃなしに、年数がたてばたつほど、将来は恩給部分がゼロになるわけでしょう。だから年々下がっていくのは、これはあたりまえの話なんですが、恩給

制度が、これは正直にいいますと、年金制度に変わったということは、私は改善をされたと見ておりますがね。そうしますと、改善をされた年金制度に移行したグループと、それから一方は恩給のままで、いまも進行しているグループは、これは古いうことが、やっぱり三法を討議するときには必要ではないかと、こう思つて伺つたんですけれども、統計がおそらくいらしくですから、これはよろしいです。

ついでですからもう一つ、いまの同じ要領で、公共企業体の状況をお知らせいただきたい。

○政府委員(秋富公正君) 私のほうは三公社ございまして、まず専売から申し上げますと、現在の組合員数は四十五年度におきまして三万九千五百

九十八人、国有鉄道が四十六万八千百九十二人、電電公社が二十八万一千百七十名でございます。それから平均組合員期間でございますが、これは御承知の旧法、新法両方ござりますが、専売につきまして言いますと、平均組合員期間が二十六年九ヶ月、新法関係三十六年三ヶ月。平均年金額でござりますが、これも旧法、新法ございまして、専売公社、旧法関係十八万四千六百九十三円、新法関係四十五万四千九百三十二円、国有鉄道、旧法関係十五万八千八百四十七円、新法関係四十四万一千九百八十四円、電電公社、旧法関係十八万五十三円、新法関係五十四万八千八十三円、こういう状況でございます。

○鈴木力君 これは、私はまず政府にといいますか、大蔵大臣ですか、総務長官ですか、この三つのいまの恩給関係ですね。いわば恩給、それから國家公務員の年金共済、公共企業体の年金共済、まあ共済年金です。これは退職年金に限つて、いままでのうちの、三つ大体共通した一つの方針でいま実施されていると思ひますから、構成的にはある程度統一がとれておると思ひますけれども、このうちで何といいますか、年金あるいは恩給二つにまたがった恩給なり年金を受けている、この部分は、たゞそれども、たとえば軍人恩給の短期の中の平均の勤続年数からいっても、平均で六年三ヶ月ですから、すると一番短い方では四年程度の方があるでしよう、恩給を取られている方で。十何歳かで少年航空兵なり、あるいは少年何かなりに行

九十八人、国有鉄道が四十六万八千百九十二人、電電公社が二十八万一千百七十名でございます。それから平均組合員期間でございますが、これは御承知の旧法、新法両方ございますが、専売につきましては旧法關係が三十二年四カ月、電電公社、旧法關係二十七年一カ月、新法關係三十六年三カ月。平均年金額でございますが、これも旧法、新法ございまして、専売公社、旧法關係十八万四千六百九十三円、新法關係四十五万四千九百三十二円、国有鉄道、旧法關係十五万八千八百四十七円、新法關係四十四万一千九百八十四円、電電公社、旧法關係十八万五十三円、新法關係五十四万八千八十三円、こういう状況でございます。

○鈴木力君 これは、私はまず政府にといいますか、大蔵大臣ですか、総務長官ですか、この三つの中のいまの恩給関係ですね。いわば恩給、それから

国家公務員の年金共済、公共企業体の年金共済、まあ共済年金です。これは退職年金に限って、いまますつとこの状況を伺つたわけであります。うちの、三つ大体共通した一つの方針でいま実施されていると思いますから、構成的にはある程度統一がとれておると思ひますけれども、このうちで何といいますか、年金あるいは恩給二つにまたがつた恩給なり年金を受けている、この部分は、総体でどれくらいあるかわかりませんか。

○國務大臣(山中貞則君) そこまではちょっと資料つくつてないです。

○鈴木力君 資料がないとおっしゃるから、これは言えといつたって無理な話ですから、それじゃこの質問はやめますけれども、と申しますのは、私はこれは、それなら御検討をひとついただきたいのですけれども、たとえば軍人恩給の短期の中の平均の勤続年数ながらいっても、平均で六年三ヶ月ですから、すると一番短い方では四年程度の方があるでしょう、恩給を取られている方で。十何歳かで少年航空兵なり、あるいは少年何かなりに行

きますので、四年ぐらいしているわけです。そして終戦時に、あるいは終戦後でもいいんですけれども、帰還をされて解除をされた。そこで軍人恩給がつくわけです。そのあとに今度は公務員に就職をする、あるいは公共企業体に入る。そうしてすでにそれからでも年金の期間部分といふものは過ぎておりますから、新しくその新しい職場の年金がついている方が相当あるはずだと思う。で、私はそれをけしからぬという意味で聞いているのじやありません。けしからぬという意味で聞いているのじやなしに、いま数字を出していただけるとすれば、それが前のと一本にして継続年金に計算をし直す場合と、二つの恩給と年金で両方を一本立てて受領する場合とでは相当損得があるよんな気がする。その辺をちよつと伺いたかったんですけれども、その辺は調査なさっているものは恩給局にも共済にもありませんか。

文官と教職員なんかは通算がなかつたわけであります。そういう場合には二本をもつてきました人があります、現在でも。そういう場合でも、二本をもらつたほうがいいという場合と、いろいろあるわけであります。というのは、一本に通算した場合、一番最終退職時の俸給がうんと高いところだつたほうが有利だと、いうこともあり得るといふことでございます。共済との関係につきまして私どもの所管ではございませんので、よく統計的には持ち合わせしておりません。

○鈴木力君 実はとつぴなことを持ち出したみたいで申わけありませんけれども、私はこの、いまの法案を拝見をいたしましても、恩給が基準になつて、年金額をその同じ基準で、いま公的年金がもう十幾つある、それらがほとんど同じ歩調に全部改善をされていっているわけですね。それは私は一步も二歩も前進の姿勢だと思ひながらいまの点を伺つておるわけですから、そういう意味からいふと、いま私が申し上げたような例が、何となしに対象といいますか、検討の対象からははずれているのか、まだ十分に共済と恩給との連絡、検討が多少不十分な点が残つていやしないかという懸念を実は持つておるわけなんです。私もよくわからぬものですから多少調べてみたのですけれども、どうも御自身もどれだけあってどうだということはよくつかめない。しかし、実際個々には、たとえばさつき私が申し上げたような例で、もう二十一歳ぐらいで復員をしてきて、その人に軍人恩給がついた、帰つてきてから今度は警察官に就職をしているというような形の人がまだだらうともいるような気がしてならなかつたの点についてはおひとつお調べいただきまし、これは答弁がいまはつきりしないからどうでもこの点を伺つてみたんでありますけれども、が、あの問題としてひとつ私どもにも勉強

そして、ただきたい、こう思います。この点については、きょうは質問を終わっておきます。

それから、いま伺いました恩給額の平均額、それから公務員あるいは公共企業体の年金の平均額を見ましても、全体から見ますとどうも私は非常

とに対する一つの報償とどうよろしく考えるべきか、そこら辺の調和をどうはかるべきかといへども、私が私ども——あるいは御質問の趣旨にびたりと答えることになるかどうか問題でございますが、考えておる次第でござります。

公務員がどの程度の蓄積が可能であり、その後退職手当等勘案して、また御指摘が特にございまつたけれども、かりに五十歳代のややまだ老年に至る前の段階で退職した場合の再就職、再雇用の問題もからみまして、一がいには申し上げられない

かつたからだといふ意味の御答弁だったと思う。それから退職金を加味してと、退職手当についても、こういう御答弁だったと思う。しかし、私に言わせれば、公務員の給与体系ははたしていまよりよかつたのか悪かつたかという議論は、これは

○鈴木力君 考え方はそうですね、だからそ
うすると、そのいまおっしゃる考え方方にこの年金の
平均額が合っているかどうかということが問題だ
と私は思うのですね。これは皆さんのほうといふ
と、これは口が悪いから取り消しますか、伝えら

問題だと思いますか。私どもいたしましては、他の社会保障制度との相対的関連、また組合員の掛け金負担あるいは国庫負担との関連におきまして、逐次その充実について努力はいたしたいと思っておりますが、一がいにはお答えできない間

別の角度からの議論があると思うんですね。少な
くともいま私は、そこで年金部分の五年間とい
う数字をさつき私が申し上げたのは、年金部分の五
年間という方は戦前からの勤務をされていらっ
しゃる方です。そう見てみると、戦前の給与と

公務員の退職年金、共済年金のほうでも三十万円。平均勤続年数が三十年でありますから、そ
ういたしますと、三十年勤続した方が現在平均で
三十万の年金、これではやっぱり国家公務員の、
公務員年金の特質に見合つた年金ということですね。
どうも私は納得できないわけですね。ほんのわざと
かずつちょびちょび改善をしていく、このことと
いいのだろうかどうだろうかという心配があるの
です。

れるよう、高級の地位にある国家公務員の方は、それぞれやめられて退職金をとられて、それから次の職場へ行つてまたその一年間何千万とかといふ退職金だと騒がれる。そういう方は別であります。そういう方は別で、おそらく平均勤続年数三十年ということになりますと、その職務に一生をかけた人たち、その一生をかけた人たちが、いま平均年金が三十万で、今日の時世で、いま主計局次長さんですかおっしゃったような国家公務員の

○鈴木力君 いま次長さんはあれですか、この公務員の共済関係の責任を持つた立場でいま仕事をなさっていらっしゃいますか。

○政府委員(吉瀬維哉君) 主計局におきまして給与課を所管しておりますので、公務員共済関係は私の分担になっておるわけでござります。

○鈴木力君 それでいまの退職公務員の待遇がわかる、悪いんだということが大体根源をつかめた

いまの給与の——一般職の下のほうですよ。局長さんクラスですとまた天下下っていくところがあるから、これはもうケースがずいぶん違います。天下下っていくところのないケースですね、そういう人たちのところが年金が低かつたのは、給与水準が低かつたからではなしに、もちろん低い高いといふのは相対的な理屈からいえば低いということになります。そうではなしに、経済的に、この物がずっと上がつていったということに、まあ卑屈

そこで、お伺いいたしますけれども、国家公務員の特質に見合った共済制度あるいは年金長期給付ということがよく議論をされております。これは多分昭和四十三年でありますか、人事院でも公務員の特質ということなんかを出してはいる。それなのにのつとて年金制度をつくるということになつてきますと、いまの制度それ 자체を検討してみる時期にきてはいるのではないか、こういう感じがするのです。多分四十三年だったと思いますが、人事院の職員局から「公務員の勤務関係の特殊性について」という通達ですか、出ております。それでは御存じでしょうか。いかがですか。

○政府委員(吉瀬維哉君) 伺っております。

○鈴木力君 このうち年金制度をつくる場合に最も重要視しなければならない点はどの辺ですか。

○政府委員(吉瀬維哉君) 国家公務員の年金制度、これが一般の社会保障制度の上にのつた一つのほかの制度との齊合性を持った体系に包含すべきか、あるいは国家公務員がやはり公務員として、公共のサービスに従事して長年勤務したこ

○政府委員(吉瀬威哉君)　たいへんむずかしい御質問でございますが、ただこれはほんのわずかな調整でございますが、先ほど公務員の関係の年金の総平均を三十万と申し上げましたが、退職年金自体だけをとつて見ますと、合計で三十六万ということになつております。

いずれにいたしましても、三十六万にいたしましても月三万円足らず、このよろんなものが公務員の退職後の将来をささえる額として十分であるかということになりますと、率直に申しましてこの額だけではなかなか生活をカバーするわけにはいきないことは事実ではなかろうか、こう考えております。ただこの問題に關しましては、冒頭に申し上げましたとおり、三十年間の勤務期間中における公務員の給与そのものの処遇、これの水準にもかかる問題でもあり、あるいは人事院等で現在調査しておりますが、退職手当そのものがいかなる水準で支出されるか、三十年間の勤務において

さつきも御答弁いただきましたように、こうある
るでしょ。いろいろ人事院が指摘をした公務員
の特殊性ということをずっと並べていきました
。「以上のよろ公務員の特殊な勤務関係と、その
中での公務員の忠実な職務遂行に対する功労報償
的要素を加味し、あわせて特殊な人事管理政策面
からの要請にこたえるための使用者としての國の
の、特別な配慮に基づくものとして一般国民を対象
とする類似の諸制度とは異質なものである」、
こう指摘しているわけでしょ。ところが、いま
数字でわかりましたように、恩給関係もそうであ
りますが、代表的に国家公務員で申し上げます
と、三十万八千円、平均が三十年、それからさつ
き伺いますと退職金や何かを加味をしてとかいろいろ
いろはつきりしなかつたんですけれども、三十六
万というもののもある。まあそれはそのとおりの数
字でありますから、そのとおりですね。私がさつ
き変な言い方をいたしましたのは、次長さんのい
まの答弁で、これは以前の公務員の給与体系が要

な立場でいえば、一つは物価が、物価水準が変わった。もちろん社会の進歩に伴つた国民の生活水準が上がつたということもありますよう。そろそろ面を加味したものから、この年金額といふものを見直してみる必要があるのではないかといふことを私はいま申し上げているわけです。この法律に出ておる改定の方式についてもまたあとで申し上げますけれども、そりではなしに、全体としてこの年金制度、額の問題について、いまのしきたりのこのいき方ではないものを検討する時期にきてるのではないか。だれが見ても、これでは公務員、一生公務に身をささげた者の将来の生活の保障にはなっていない。しかも、いまここにあるような労働賃償的要素なんかどこにも加味されているとは見られない。だから、この法案で今度改定をされている部分は、私はその前よりはこれはある程度の前進だとは見ますけれども、もはや多少の前進では追いつかないところにきているという見方を私はしているということです。

これはもう水田大臣にお伺いいたしますけれども、将来の問題ではあります、この法案の改定には、いまこんな議論をしておきつきましたが、政府全体として、やっぱりこの面について検討をしてみたいという気持ちにはなりませんか。

○國務大臣(水田三喜男君) 昭和四十一年度の審議会の総理大臣への要望事項がございまして、それによつて公的年金制度連絡協議会といふようなものがただいまきておりますが、ここでいまおっしゃられる各公的年金制度の目的、性格、制度の仕組み等についての全般的な検討をするといふことになつておりますまして、この制度全体についての検討はいまこの機関でされておりますので、昨年一月に中間確認が答申されておりますが、非常にむずかしい問題を含んでおりますので、引き続き検討するということになつて、現在まだ検討中でございますので、いずれ何らかの結論が出てくることとなっております。

○鈴木力君 まあこれは連絡協議会で検討されていることも私も聞いてはおりますけれども、相当積極的な姿勢でこれは政府全体が取り組んでいただきたいたいと思うんです。何なしに連絡があるようないよな、そういう形でやるといつて、そして公務員の退職後の生活といふものは保障されない。まあよけいな話を申し上げますけれども、私も該当者の一人なんですが、私も三十二年間勤続で、現在は四十二万円ぐらいになつておりますが、年金額が、これは去年改定をされてそのくらいになつております。しかし三十二年間教育職員をやって、これは地方公務員共済の年金ですけれども、大体國家公務員と同じ水準ですね。これでとてもじゃないが退職後は教員はそれで生活をしろといわれてもできるときではない。前の委員会で防衛の問題で議論をいたしましたときに、自衛官の最高クラスの方がやめられたあと、子供が大学に行くから何とか就職を世話をしなければいけないという話が江崎長官から出ました。それが実態だと思います。そういう形で

退職後にいろいろな国民に疑惑を持たれるようなことをしなければならないような立場に、最高の地位にある方まで置かれておる。それから、われわれのといいますか、私の経験をしたことで言つますと、教員を終わつたあとでどうやって暮らし

ているかといふと、たとえばどこかの生命保険会

社の外交員に就職をするとか、あるいは大企業の

職員募集の仕事に就職をする、そして前の教え

子を義理にからませて回つて歩いて、めしを食つ

ておるといふような、そういう現状にあること

は、私はいま教員の話を申し上げましたが、教員だけではなかなかうと思ふ。そういう形に退職後の

公務員をさらしておいて、功勞報償的な性格を

持つた年金といつておるのでは、とてもじゃない

がおさまらないだらうと思う。そういう意味で、少しくどく申し上げて恐縮でしたけれども、政府はほんとうに年金制度の抜本的な改善にひとつ取り組んでほしい、このことをまず御希望申し上げておきたいと思います。時間がかかるつて恐縮でござりますから、この次に法案の具体的な点について若干伺いたいのですが、何といいましても、さつき私が言いましたように、従来と比べればある程度の前進はこれは認められると思います。そしてこの恩給が一〇・一%、単純なところで申し上げますと、スライドされてそれに従つて国家公務員と公共企業体の今度の改定がされるのだ、こういうことにはなつておりますが、どうしても私は幾ら考えてみてもわからないのは、恩給のほうの一〇・一%出した根拠がどうしてもわからぬ。数式は昭和四十五年度の指數の適用を、物価指數とかあるいは公務員賃金の改定の指數とか、いろいろやつておりますけれども、これの説明をひとつお願ひいたしたい。これは恩給局に。

○政府委員(平川幸蔵君) 一〇・一%の内容は、昭和四十五年度におきます公務員給与のアップ率が一二%であります。昭和四十五年度における物価上昇率は七・三%であります。で、まず二%から七・三%を引きまして、それの答えに対しまして四割——これは職務給でございますが、

これを差し引いたものが一〇・一%になるわけで

ございます。

○鈴木力君 そうでしょう。七・三%といふのは

四十五年度の物価上昇指數だと思ふんですね。そ

れから公務員賃金の改定額が一二%、公務員賃金

の改定額から物価指數を引いたいわば説明はこう

いうことでしょう。純粹に公務員賃金の上がつた

部分というのをそこに出したんです。それに〇・

六を掛けたのは、職務給を除いたもの、こういう

説明ですね。そこで、職務給を除くということで

すね。なぜ職務給を除かなければいけなかつたの

か。除かなければ理由に合わないのか。

○政府委員(平川幸蔵君) 実は、この方式は、昭

和四十三年に恩給審議会の答申が出たわけです。

御承知のように、恩給審議会の諮問にかけた理由

は、昭和四十一年に、御承知のように恩給第二

条ノ二が設けられまして調整規定ができたわけであります。調整規定はいわば一般的な規定でありまして、これは具体的な適用につきましては必ずしも明確でない。これを民間の識者である恩給審

議会の諮問にかけて具体的な運用のしかたを答申

していただこうといふことでかけたわけでありま

すが、恩給審議会の答申の内容が、実はいま申し上げましたように、まず消費者物価の値上がりに

つきましたように、これが恩給のほうの

議会の諮問にかけて具体的な運用のしかたを答申

していただこうといふことでかけたわけでありま

すが、恩給審議会の答申の内容が、実はいま申し

上げましたように、まず消費者物価の値上がりに

つきましたように、これが恩給のほうの

議会の諮問にかけて具体的な運用のしかたを答申

していただこうといふことでかけたわけでありま

すが、恩給審議会の答申の内容が、実はいま申し

</

議員の給与の中に、やはり職務給といふもののはどうです。その討論の中を通じまして、そういう形でやる一般的な職務給といふものはどういう形で求めらるべきであるかということが議論されて、その結果に基づきまして、いま申し上げましたような経過をもつて改善してまいりました。○鈴木力君 そうするとあれですか、いまの賃金に対する思想をこう解釈をしてよろしいのですか。初任給よりその次が一級上がる、この部分はもう職務給が何分の二分の一かは入っている。給与カーブがこう上がりしていくにつれて何分の一かは職務給が入っているのだ、この思想を貫いていて、四〇%部分というのは職務給という計算をするのですか。

○政府委員(平川幸藏君) 御承知のように、恩給のアップ率は公務員給与のアップ率と違つております。御承知のように、公務員給与は上薄下厚と申しますか、たとえば一等級のアップ率が一〇%としますと、八等級あたりは一四%から一五%とがつております。ところが恩給は、御承知のように昭和三十四年を境といたしまして、公務員給与と恩給の給与といふのは合わなくなつたわけあります。合わなくなつたといふのは、具体的に申上げますと、恩給は一号俸から八十二号俸までの通し号俸になつております。したがいましていまの公務員給与と全く合わないと申しますか、同額の俸給表はないということになります。したがいまして、アッピング率といつましても一律のアッピング方式をとつております。そういう条件の中で恩給審議会の答申が、やはり職務給的な部分は、現職公務員でない、かつての公務員であつても現職の公務員でない恩給受給者には均てんすべきでないと、そういう理論的な分析から、公務員給与の一般的な解釈いたしましてそういう考え方を打ち出したわけあります。

（出所）厚生省「昭和三十二年版」の「国民の年金と年金生活」による。

経過と結論は、
り、そのとおりな
何ぼ繰り返したつ
経過はないでしょ
う。そういう考え方方
ては、これがこれ
ら今度は共済年金のほうは「
立つ場合も相当あ
伴は、これがこれ
ら年度からは一律
しょ。そうな
比較的恩給と年金
分とのある人たち
う言いましょうか
よろしいし、公共
けれども、第一方
う言いましょうか
に一〇・一六方式
家公務員の場合に
と思いますが、ま
般的に言えること
式より上回る数は
うですか。

部分だけの恩給も、もう原案ができるんでして、それでそこへいうか、言い方りますわな。ところで計算をするで計算方式でやる、その立場に立つてとおりの計算方式で計算方式でやる、○・一%を乗ずる利なほうとする、がなっておりな、一方式をとると、つてみると、恩とからんだ、恩の退職者に対する、こういふところに問題があるわけです。

も、これは国家企業体の例でも、式というが従う、そしていまの、これを第二方式、計画をなさつて、だきつちりした、ども、第一方式は、従来方式、はけさでござい、ジを、大体どので検討したわけ、なくて恐縮でござい、どの程度のペー

○鈴木力士
ばあとでじで
すか。私ま
かりませし
合を計算し
も第一方す
算になる、
どうかわざわ
わな。自公
もクラスの
よくなるこ
ともくと。
いくと。が
う法律にわ
と思いまよ
たよくな
たよくな
とあるとま
しまま適用さ
し上げたよ
したがつて
部取り去る
御検討をし
それからま
のアップま
んですね、
が、もの十
政府で把握な
のアップま
んですか、
まのアップ
んですか、
が、もの十
式とみる
数字のほ
セン第一
いまです
くらます
一〇%は、
れはどう
と思いまよ
度が職務公

右 これはちょっと
いうと、いうことがあります。
もよく計算がわからず、試みにき
へから、試みにき
してみた。まあ、
端数を切り捨てて
れども、大体同じ
分の場合で計算し
式のほうが一万何
かあります。
んじやないか、要
かりませんかね。
人間の場合には
うれども、こ
律六〇%減額を
るんだという方式
なっている。そ
されると、こ
ころがもし正し
い、ついて思
う。これが尾を引
く率の問題ですね
。どちらも私は納得
しておるその差
が、一〇%は力
祐(吉瀬維哉君)
伸答弁申し上げま
す。その中に物価上
昇率一二%のうち
して、その残余の
りまして、全体の
うるものであるか
が、一〇%は力

と統計的にやつてみると、出でてくるんじやな
らぬし、全部のこ
のう日曜日に自分、
これは地方公務員
円か上にいくよう
てやつてみると。正直
そろすれば大体
相当第一方式のほ
するにこの一律方
式ですね、職務給
が今後年金制度に
の欠陥が、私が指
ければ、それがさ
の点の思いやりがさ
のいかない点があ
点につきましてを申
いますか。

ますから、その次
つ。さつきも恩給局長
とそれから公務員局
は違うことは違ひ、
気がするんです。し
どりもののはどのよ
いますか。

先ほど恩給局長が
したとおり、全体
の七・三%の物価
六割は見てるよ
一二%に対しまし
算がありますので、
といふ御議論は出
バーやっている。二〇
とでカバーされて
ます。

ほど来御指摘の職務給の変動による部分をなぜカバーしないかといふようなことを考えてみますと、先ほど御答弁がありましたとおり、公務員の職場全体に職務給が非常に上回って補強されていく職域の分野と、それからあまり職務給が是正されない分野といろいろあるわけでございまして、そういう点を、一つ一つの行政的な判断によりましてそれを一つ一つ歴史的にたどりまして、恩給なし年金のカバー率に反映いたしまして、非常に計算としても煩瑣になる。こういうような問題があるのはあろうかと。特定の方が、たとえば十年なり十五年前に退職された方を考えてみますと、そのときにおいては一つの恩給のバランスが常に調整されなければならないというような問題もあるいは生ずるのではないか。これに対しましては、おそらく鈴木委員、そういうことを言わないで、四割を全部充てれば、バランス、アンバランスの問題はさておいて、一般的に公務員の職務給の変動による上昇までカバーしていくのじやないかという議論が、反対論として出てくるかと、こう思われるわけでございますが、私どもはあくまでも給与体系の一つの生活水準の上昇と、こういうことによつてカバーすれば現在のところ足りるのじやなかろうか。もちろん先ほど御指摘になりました教育公務員の問題、私ども御指摘がございましたので、よく実態を究明したいとは思つておりますが、ただいまのところそういう考え方でございます。

も、そういう谷間といいますか、皆さんの日の届かないところのものをどうやるか、それがむしろ私はこの制度の重要なポイントではないかとこう思ひ。したがいまして、これはいま検討なさることで、この今度の改定には間に合ひませんけれども、ひとつ将来の課題としては、私は恩給関係の方式も検討し直すべきだという考え方を持っておる。御検討いただきたいと思うわけですが、なあ、私がいま伺いましたアップ率が違うということですね。たとえばこうでしょう、昭和三十五年度の公務員給与と、それから昭和三十四年度末、昭和三十五年の三月に退職した人の年金ベースはどんなに現在違つてゐるか。

○政府委員(吉瀬維哉君) 鈴木委員の御質問、三十四年に退職した方の共済のベースと恩給のベース、三十四年退職した方でござりますと、恩給ベースになります。三十五年年金ベースでございますが、この比較がいまちよつと手元に……。

○鈴木力君 三十四年の退職の方は、全部が恩給ベースだったかな、国家公務員は。

○政府委員(吉瀬維哉君) さよろでござります。

○鈴木力君 そぞうすると、恩給ベースですか恩給局ですか、恩給局ではどういうふうな把握をされていいるのですか。

○政府委員(平川幸藏君) 指数で申し上げますと、昭和三十五年以前の給与と、私のほうで資料持っておりますのは、昭和四十五年度を対比いたしました指數でございますが、その問い合わせる恩給方式と申しますか、恩給方式で上げてきますと、指數が二・三〇一九になります。その間をもし公務員給与そのままのアップ率を使うといたしますると、二・六三八六になります。したがいまして、二・六三八六分の二・三〇一九ということがありますので、現在の恩給は公務員給与そのままをとつた率に対しまして八七%になります。

○鈴木力君 それだけの違いになつてくるわけでしょう。だからかりに年金でいつても同じことになりますので、現在の恩給は公務員給与そのままをとつた率に対しまして八七%になります。

○鈴木力君 それだけの違いになつてくるわけである。だからかりに年金でいつても同じことになります。四十一年退職者ということになる

とすると。少なくとも恩給で見ますと、四十七年度、いまの局長さんの数字はあれでしょう、改定後の数字をおっしゃっているでしょう。改定後になつて大体八七%に追いつくわけです。ですから私どもの資料ですと、昭和三十五年度を一〇〇といたしますと、現在の四十六年度末で見ますと、公務員給与は二四九・〇七になつています。そして三十四年度末の退職者の恩給ベースでは二〇九・〇七六になつています。今度改定をしてある程度二三〇・一九三になる。それはそのとおりだと思います。改定をした後においてすらなお二六三・八〇——八〇ですか、これは。この数字はちょっと聞き違ひあるかもしません。八四ですか。

し、それがらまた、いまの御質問の中にもあります。いろいろなものを、簡素化の見地と、それからできるだけ最新のデータに追いつくというような見地から、計算方法の簡素化と含めまして今回の法律改正の中に盛り込んだわけでございます。なお、正確にいきますと、四十五年三月退職者までは適用する。それからもう一つは、データといったしまして私どもそのおくれがます第一にあるといふことと、それから四十五年中の物価上昇、六年中の物価上昇等も取り入れて計算すべきでなからうか、二つの御疑問が出るのではなからうかとこう思っております。しかし、私ども、これは恩給局の部面に属するわけでござりますが、恩給関係のいろいろな予算の編成といふようなことを考えますと、やはり四十六年の最新データといふものはまだ正確には確定してない。最新のデータでいきますと四十五年中のデータといふことになると、わざいまして、そういう技術的な制約もありましておくれておる。これは衆議院の委員会におきましても山口委員等から御指摘もあつたわけでござりますが、私どももう一つの問題点といたしまして、一つの社会保障制度の年金水準の確保といふものをどこまでの水準のものを取り込んで保障すべきかといふような問題もあるわけでございます。財政負担その他将来の年金経理の問題もございまして、できるだけ最新にするということを四十五年三月までにいたしましたことにつきまして、概略的にはそういう判断が成り立つと言えるかと思います。

意味も含めて、それからさつきの六〇%方式の欠陥といふことも含めると、どうしても公務員の給与改定にその率を採用すべきではないか。その率を採用することになると、四十六年度の数字が出ておりませんということにはなりません。それからもう少しあたたかく事務的にも簡素化されるでありますと残しておくれでありますから、思い切つてこの辺で給与ベースの改定にスライドをするのだという方針をやっぱりもう打ち出していいところではないか。これは前からの、おそらくあらゆる機会に主張されておったことでもあると思いますし、そう言えどもまあ財源の都合ということがまた別のほうから出でてくると思いますけれども、しかし、一応この恩給にしても年金受給者にしても、それぞれの掛け金といふものは負担をしているわけでございますから、ただ単に与えるということだけではない。もちろん国家の負担金は相当ありますけれども、そういう意味では、こういう制度も私は、この際、この法案には間に合わないにしては、来年度あたりまでには抜本的に改正をすべきではないか、そういう意味で申し上げたわけであります。これはひとつ御検討をお願い申し上げたいと思います。

それで、あともう若干の問題についてお伺いしますが、これは大蔵大臣がいられるうちにお伺いしておきたいのは、この税金ですね。退職年金にも税金がかかる。所得税がかかるわけです。これ

はまあいまの所得税法からいとあたりまだとおっしゃると思うのです。しかし、私は考えてみますと、年金受給者が所得税を納めるのは、二重に税金を納めておるということになりますね。——

その意味わかりませんか。要するに、今日までずっとですね、いまは共済組合の長期の掛け金を納めておったわけです。まあ昔の恩給基金の当時はまだ所得税がかからなかつたから大部分はかけ

ていなかもしれませんけれども、最近になるとほとんどの人は所得税をかけられたその金から掛け金を出しておるのですな。だから、納めた掛け

金のうちには税金はまた一つ含んでおつたわけ

です。それを納めておいて、全部じゃないにして

も、四〇何%ですか、それが今度は年金をもらら

とまた所得税法で税金をかけられる。どうも私は

せんので、主計局がかなりお答えいたしま

すが、必ずしも正確かどうかわかりませんが、私ども

従来聞いておりますところは、やはり一定の所得

水準ということを基本にいたしまして所得税がか

けられるということでございまして、年金受給者

といえども、所得水準の高下によりまして、やは

り課税対象になるかならないかの判断が下さるべ

きじやなからうかといふのが判断の第一点でござ

ります。

第二点といたしましての、二重に課税されてい

るんじやなからうかといふ問題に対しましては、やはり掛け金に対しても、社会保険料としての一

定の控除というようなものを長年わかつて行な

われるわけでございまして、一般的の民間の、民間

を通ずる年金的な制度といふものとのバランスも

を考えまして、共済年金は、やはり一定水準になり

ますと、課税されるということに聞いております。

ただ、御承知のように退職金に対する課税制度

をとつておるのでは、現年、金般のバランスを

考えまして、税制調査会でも議論されるやう伺つておりますが、そういう点は十分考えまして、議

論が進められるのじやなからうかと、こう思つて

おります。

○鈴木力君　社会保険料の控除の対象になつてい

ることはそのとおりです。しかし、全部が対象

になつてゐるわけぢやないんです。だから、言え

ば、みみちいことを言うとおっしゃるかもしだ

り、どうしても私はやや検討に値する対象じやな

いかといふふうに思うのですけれども、これま

で、そうしたよだんなものについての所得税の軽減

が戻つてくるとまた税金を取られるということに

なるわけですから、こここのところはやつぱり、

どうしても私はやや検討に値する対象じやな

いかといふふうに思うのですけれども、これま

で、そうしたよだんなものについての所得税の軽減

が戻つてくるとまた税金を取られるということに

なるわけですから、こここのところはやつ

かし、年金としては、さっき申し上げたような現状である。この退職金の手当制度について、政府側として善処される用意があるのかないのか、あるいは相当検討されているということを伺つてはおりますけれども、現状はどうなつていらつしゃいますが、ちょっとお伺いいたしたい。

○國務大臣（山中貞則君） 退職手当については、委員会の附帯決議等ございましたし、検討はいたしておりますが、実際上の手取り実収入等の問題になりますと、やはり税制等の問題等も、実際の効力としては發揮できるわけでありますから、これはやはり私どものなお全般的な検討課題の一つとして、今後も推進してまいりたいと思いま

○金木力君 大体いつごろを日安ですか。
ところまではまだいいでないですか。

○國務大臣(山中貞則君) よく目安を聞かれるのは、公的年金制度、ことにスライド制の導入等の問題等について聞かれるのであります。この退職手当の問題は、別段それと直接の関係はないとは思います。しかし、やはり退職時、もしくは、する公務員の、国がそれに対しても報いる道についての検討でありますから、他の制度への波及あるいは民間等の支給の実態の問題等が、やはり人事院等にも調査をお願いしておりますし、まあ人事院に勧告させることもありますけれども、大体調査を委託してやってもらっておりますから、それにに対する意見等は、当然人事院が見解を表明して私たちに教えてくださるだらうと思いますので、調査も大体順調にいま進めてもらつておられますから、来年度予算でというふうに、明快な時期は言えませんけれども、その検討は、その実態調査を踏まえて具体的にしたいというふうに考えます。

○鈴木力君 特に私はお願いしたいのは、この退職手当については人事院が検討なさつていらっしゃる、あるいは人事院に依頼して検討していたらいでいる。これは政府としてもやや積極的に研究しているというふうに伺つていいだらうと思つています。

それで、もうこれでやめますけれども、いま若干の問題だけについて伺いました。伺いました

が、どう考えてみましても、この年金制度全体についてはきわめて不十分だと言つてもいいと思うんです。これは制度が不十分なのか、あるいは経済政策を含めた日本の経済の変動が災いをしているのか、議論のしかたはいろいろあるだろうと思うんですけれども、いずれにしても公務員それ自体には罪のない話なんで、そうした点に巻き込まれておるということは現実です。現実であつて、しかも退職をされて数年たつと路頭に迷うといふような、そういうことがもう大体の退職公務員の常態になつておる。こうした点は、今度の法案の改善も、いままで五年おくれが二年おくれですか三年おくれですか、ある程度追いついた。ある程度のそういう前進の面は見えますけれども、こういう形のものをほつておつてはきわめて不十分なんであつて、先ほども御答弁をいただきましたけれども、関係の連絡協議会の検討もあることながら、政府が主導的にこの公務員の特質に見合った制度というあの趣旨にどこからでも説明ができるような年金制度の抜本的な改革に取り組んではし、こういうことを御要望申し上げまして私の質問を終わります。

する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案、以上三案を一括議題といたします。

○**喜山招範君** 御質疑のある方は順次発言を願います。

が、どう考えてみましても、この年金制度全体についてはさわめて不十分だと言つてもいいと思うんです。これは制度が不十分なのか、あるいは経済政策を含めた日本の経済の変動が災いをしているのか、議論のしかたはいろいろあるだろうと思ひますけれども、いずれにしても公務員それ自体には罪のない話なんで、そうした点に巻き込まれておるということは現実です。現実であつて、しかも退職をされて数年たつと路頭に迷うというような、そういうことがもう大体の退職公務員の常態になつておる。こうした点は、今度の法案の改善も、今まで五年おくれが二年おくれですか三年おくれですか、ある程度追いついた。ある程度のそういう前進の面は見えますけれども、こういう形のものをほっておつてはさわめて不十分なんであつて、先ほども御答弁をいたしましたけれども、関係の連絡協議会の検討もさることながら、政府が主導的にこの公務員の特質に見合った制度といふあの趣旨にどこからでも説明ができるような年金制度の抜本的な改革に取り組んではよい、こうすることを御要望申し上げまして私の質問を終ります。

○委員長(柳田桃太郎君) 三案の午前中の審査はこの程度にいたします。

午後二時三十分まで休憩いたします。

○委員長(柳田桃太郎君) 三案の午前中の審査は

が、どう考えてみましても、この年金制度全体については恩給制度をからめて私がさつき例示的御指摘を申し上げましたけれども、まだやつぱりこの公務員としての退職後の保障ということについてはさわめて不十分だと言つてもいいと思うんです。これは制度が不十分なのか、あるいは経済政策を含めた日本の経済の変動が災いをしているのか、議論のしかたはいろいろあるだろうと思ひますけれども、いずれにしても公務員それ自体には罪のない話なんで、そうした点に巻き込まれておるということは現実です。現実であつて、しかも退職をされて数年たつと路頭に迷うというような、そういうことがもう大体の退職公務員の常態になつておる。こうした点は、今度の法案の改善も、今まで五年おくれが二年おくれですか三年おくれですか、ある程度追いついた。ある程度のそういう前進の面は見えますけれども、こういう形のものをほっておつてはさわめて不十分なんであつて、先ほども御答弁をいたしましたけれども、関係の連絡協議会の検討もさることながら、政府が主導的にこの公務員の特質に見合った制度といふあの趣旨にどこからでも説明ができるような年金制度の抜本的な改革に取り組んではよい、こうすることを御要望申し上げまして私の質問を終ります。

○委員長(柳田桃太郎君) 三案の午前中の審査はこの程度にいたします。

午後二時三十分まで休憩いたします。

○委員長(柳田桃太郎君) 三案の午前中の審査は

○堀山昭範君 恩給、共済二法に関する質問を二、三やりたいと思います。

初めに恩給関係の問題の質問をしたいと思うのであります。初めに、恩給関係の質問のこれららちょっと勉強したい関係もありますので、資料を要求しておきたいと、こう思います。

すでに恩給の問題につきましては同僚議員から質問もありましたけれども、その中の昭和四十三年三月の恩給審議会の答申以降、その答申に基づいて毎年恩給年額の改正が行なわれてきたわけありますけれども、三ヵ年計画で二十六項目ですか、個別事項の改善を現在まで行なつてきたわけあります。が、今回さらに十項目ですかに及ぶ改善をしようとしているわけでありますけれども、これらに伴う恩給受給者の実態を先ほど同僚議員から詳細に、口頭では——議事録等は残るとは思ふんでありますが……。これから、問題として全部で七項目申し上げますので、この資料をいただきたく思います。

一番最初に、昭和四十三年度以降の年度別恩給種別文官等恩給費、それから予算額、及び同日軍人遺族等恩給費、予算額、それから二番目に、今回の恩給法改正に伴う改正項目別予算額及び対象人員数、それから三番目に、今回の恩給法改正による旧軍人遺族等の恩給年額増額の内容、それか

い、こういうことを御要望申し上げまして私の質問を終わります。

○委員長(柳田桃太郎君) 午後二時三十六分開会
会を再開いたしました。

恩給法等の一部を改正する法律案、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、及び、昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給

わけです。

それが一つと、それからもう一つは、できたから、こういうよろなもの、いま検討している問題も含めて、資料を二、三いただきたいと思うんですがね、どうですか。

○政府委員(小田村四郎君) ただいままでの検討の経過の概要、それから現在の検討状況等につきまして、それでは内容をまとめて提出させていただきたいと思います。若干時間をおきましたが、

○峯山昭範君 ええ、けつこうです。
それから、昨年の一月から検討している四つのグループの結論というのは、いつごろ出るんですか。

○政府委員(小田村四郎君) これは各グループごとの検討でござりますので、いつごろ出るかといふことは、まあその四つのグループの取りまとめに当たっております私として、はつきり申し上げかねるわけでございますが……。

○峯山昭範君 めどでもけつこうです。

○政府委員(小田村四郎君) まず一番大きな問題は、民間グループの問題であろうかと思います。

民間グループは、先ほど申し上げましたように、厚生年金、国民年金、船員保険、この三つを所掌しておるわけでございますけれども、この三つの年金につきましては、非常に問題が広範多岐にわたりております。しかも公的年金の圧倒的な大きな部分を占めておるということでございまして、実は、これを担当しております厚生省におきまして、現在この問題を検討しておりますが、この厚生年金及び国民年金につきましては、それ、四十九年及び五十年に財政再計算が一応予定されております。これを四十八年に繰り上げてはどうかと、こういう意見が出ておりまして、その点、社会保険審議会及び国民年金審議会におきまして、現在審議が進められております。この審議の進行と呼んでいたしまして、厚生省自体においても検討を進めておられるわけでございますが、この両審議会の審議結果を見ながら、厚生省としては検討

してまいり、こういう状況になつております。

で、民間グループの結論がここではたして出るかどうか。これはまあ両審議会の審議の結果を待たないとわからないわけでござりますけれども、もし何らかの結論が出せれば、民間グループとしてもなるべく早くまとめてまいりたい、こういうふうですが。

○政府委員(小田村四郎君) ただいままでの検討

かどりません。これはまあ両審議会の審議の結果を待たないとわからないわけでござりますけれども、特項症がある程度はつきりしてまいりますけれども、おきましても、それを参考としてまた検討が進めやすくなる、こういうふうに考えておりますので、私ども取りまとめて当たる者といたしましては、できるだけ早く結論が出ることを期待しております。

○峯山昭範君 それで、次に、多少具体的な問題をお伺いしたいと思いますが、重度の戦傷病者に対する恩給改善についてお伺いしたいと思います。先日横井庄一さんの問題が大きく新聞紙上で取り上げられましたときに、戦争で下半身を失つて、現在もなお、箱根の国立療養所ですか、向こで生活している一人の傷病軍人が、おれの人生を戦争が奪つた、横井さんもかけがそのない三十一年を戦争によって奪われた、しかし彼にはあすがる、だがおれたちにはあすがないと、こういうふうに語つたことが新聞報道等で伝そらされました。

そこで、今回のおきまして、内容を見てまいりますと、公務傷病恩給については、これは大幅な一大幅と言つていいかどうかわかりませんけれども、第一項症で、基本年額五十五万九千円ですか、これが百四万円になつております。約八六%の引き上げになつてます。たとえば両手両足を切断、あるいは両目失明、あるいは脊髄の損傷等、こういうふうな重度の戦傷病者というのがた

くさんいるわけですね。こういうふうな人たちに

対する改善は、今回の法律改正ではどういうぐあいになっているのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(平川幸藏君) 先ほど私の説明の中で

一項症百四万円と申し上げましたが、実は恩給法の別表に、それより高い程度のものがあるわけがあります。特項症でありまして、その特項症に対しましては、一項症の金額の七割までを加算できることになります。つまり、他の、公務員グループとの結論が出てまいりたい、こういうふうに思っておりま

す。ですが、私は言いました例二、三ございま

すが、私が言いました例二、三ございま

二項症両方あると、第一項症とたとえ第三項症

ぐらいの人とあるわけですね。そうしますと、これは百四万円プラス幾らかということになるわけですが、特項症の七割といふのはこれはどうか。それで、大体第一項症から第七項症等

ういうふうにしてきめたんですね。また、この特項症自体が幾つかに分かれている感じですね、い

ま説明聞いておりますと、幾つに分かれているんであります。特項症でありまして、その特項症に対しましては、たとえはどういう場合といふことに

ついては、たとえどういう場合といふことにだけじゃなさそうですね、どうも。何かもつとよ

うけ分けしているみたいな感じなんですが、これはどうですか。

○政府委員(平川幸藏君) 実は特項症は一項症の七割増しと申し上げましたが、これは昭和四十三年までは五割増しだったわけであります。で、四十四年の改正におきましては、実は恩給審議会の答申でこれが出てまいりまして、七割まで底上げ

したわけであります。で、特項症の症状等につきましては例示的には二、三あげております。これ

の格づけは、私がいまちょっと例示的に申し上げましたが、大体おわりかと思いますが、七%ずつ

ましめたが、大体おわりかと思いますが、七%ずつ

○政府委員(平川幸藏君) そういう資料につきましては、提出いたします。

○峯山昭君 そうしますと、まあ局長は四十三年までは五割だった、それが七割になつたんだと、だから非常に優遇されるようになつたと、おそらくは、おっしゃいませんでしたか、しかしこそ際問題これは非常に重要な問題だし、また非常に何といいますか、重度の戦傷病者にとりましては非常に生活の面、いろいろな面でたいへん大らうと私は思うんです。特に特項症に入る人たちといたる人たちは、自分でどうしようもない人たちだとと思うんですね。そういう点から考えますと、これができるないんじゃないのか、そういう点も非常に心配しているわけです。

そこで 私の手元には昭和四十三年の三月の資料がここにあるわけですが、その資料によりますと、この特項症の適用者は八百三十七名と、ういうようになっておりますが、現在はこの特項症に当たるような人たちは一体何人ぐらいいるのか、そうしてこういう人たちはどういうふうな療養生活を送っていらっしゃるのか、その実情等について、これはぜひともこういうふうな、特に重度の方々につきましては、まあ横井さんと比較合併して非常に申しわけないでけれども、これは非常にこういう点には気を配つていかなければいけない点だと思うんですね。こういう点を考え合わせて、現在の実情はどういうぐあいに把握しているのか、お伺いしておきたい。

○政府委員(平川幸藏君) 現在の受給者の数は、特項症の数は七百五十九名でございます。御承知のようにいま特項症の類別は十段階に分かれておると申し上げました。そこで実はこの程度もかなり差があるわけでございます。したがいまして、たとえば全身麻痺のような方は、私の知っている限りでは、たとえば風邪とか、そういうたところでかなり療養しておられます。まあ完全盲のような方につきましては、これは日常生活につきましては相当御不自由はもちろんしておられますが

ども、社会的にある程度動いている方もおられますが、程度によって千差万別だと思いますが、こういった方々につきましては、そういう背景をわれ頭に入れまして、実はこのたび八六%のアップをしたわけでございます。

○**審査部会**　いまの答弁、ちょっと私聞き漏らしたんですが、こういうふうな方々の生活の実情はどういうのはつかんでいらっしゃるんですか。いままで頭に入れておられるんですか。いままで頭に入れておられるんですか。

○**審査部会**　いまの答弁、ちょっと私聞き漏らしましたが、こういうふうな方々の生活の実情はどういうのはつかんでいらっしゃるんですか。いままで頭に入れておられるんですか。

○**政府委員(平川幸藏君)** 実は私のほうは恩給裁定をしておりまして、実情等につきましては厚生省でない、私のほうで全部把握するということはできませんが、たまたま私のほうが実は昭和二十八年までに小田原に役所があったわけであります。そういうことで、まあ私神奈川県のことを申し上げたわけでありますけれども、個々の具体的な、たとえば国立病院に何人おられてどういう療養をしておられるかという点につきましては、厚生省でないと、私どものほうでは知りようがございません。

○**審査部会**　私は何でこんなことを言うかといいますと、この傷病の程度によりまして、私は特項症の中身を教えてもらわないとわかりませんが、最高七割だと、それを十段階に分けて第一項症から合併症の場合に七%ずつ加算していくと、そういうふうな何というか算術的なやり方をやっていてですよ、あなた方ね、確かに実態といふものは、これは厚生省がやるのかもしれませんね。しかしながら、こういうふうなやり方はちょっとおかしいんじゃないかな。合併症で、たとえばもうあなたおっしゃったように両手両足がない、ぼくは非常にたいへんだと思うんですね。そういうような場合には、少なくともあなたのところでの検査が検査され、いろいろ決定されるわけでありますから、少なくともあなた方は、厚生省の担当者はこれはチェックをするのは当然でしょ。しかしあなた方も、そういうような実情といふものはどうなっているのか、やっぱり自分の目で確かめる必要があるんじゃないかな、こういう感

症の最高七割まで加算できる。最高七割は確かに計算できる。しかしながら、その中身はといつて見ると十項目にも分かれておる。それは手が片方なくなつて〇・一割、どこがなくなつてどうと、いろいろあるんでしようね。しかしながら、そういうふうなものじやないんじやないかというよくな感じもするわけですよ。だからそういう点では——まあ、あなた方つかんでないのがいかぬとは言いませんがね、いかぬとは言いませんが、やっぱりそういうふうな実態に即してこういうふうなきめ方はすべきじゃないかと、こういうあなたが思は思らんですがね、そちら辺のところはどうですかね。

○政府委員(平川幸藏君) 私どもの説明が不十分でありましたが、実はこのランクづけは、毎日こいつた患者を見ておられます私どもの顧問医、これは斯界の権威の方が十名おられるわけです。こういう方が実はランクづけを決定されたわけでありますし、私が決定したわけではございません。したがいまして、そういう先生方はそういう臨床的な知識を持つておられますし、実態をよく御存じでありますので、そういう方々からも実は意見を聞き、主としてそういう方々が相寄つて相談されて決定されたわけであります。が、われわれのほうといたしましては、法律案の考え方とかあるいは恩給年額の計算のしかた等を先生方に説明し、先生方からはそりいつた実情について十分な意見も聞くと、こういう意見の交流のしかたをしておりますので、私は確かにそういう点については知識が不十分でございますけれども、私どもの顧問医は斯界の権威でございますから、この点につきましては十分知識を持つておるものと、そういう前提でこれがてきておると、このように考えておる次第でござります。

○峯山昭範君 私は決して局長に文句を言つたりどうこうしようともつもりは全然ない。あなたのおっしゃるとおりだらうと思います。しかしながら、あなたは恩給の一一番の、局長さんなんですね

から、あなたの自身が実際にこれが実態に即しているかどうかということを、実情に合っているかどうかと、新聞等にもそれは出ているわけですね、やつぱりあなた自身がそういう点をよく知るべきじゃないか。私は絶対そうではなくちゃんと書きたい。私は根本的にはもう——私の言いたいのは、私はまだ一つも言ってない。あなたは五割から七割にふえたと言いますかね、私はほんとうはもう少しふやしてもいいんじゃないか、十割ぐらいにしてもいいんじゃないかと、そういう気持ちもあるわけです。そういう気持ちも含めて、あなたにもう一回お伺いしておきますが、要するに直接の担当者としては、あなたの専門の方々によく実情を聞いてもけつこうですが、生活の実情というもののを知つて、その上でこういうふうな恩給の問題と取り組んでもらいたいと私は思うんですがね、どうですか。

ございません。さらにちょっとと補足説明いたしましたと、百四万が一項症でございますから、これに一割四分の額と、それからそのほかに兵の場合を仮定しますと、必ず増加恩給には普通恩給がつきますから、これは普通恩給は九万四千円でございます。それから二項症以上には介護手当という手当がつきまして、これが三万六千円つきます。それから妻がおられますと二万四百円の加給がつきまして全部で百三十三万六千円になります。したがいまして月に十万以上ということになるわけでございます。

○峯山昭範君　あなたが言うのを聞いてみると非常に生活は楽なような感じがいたしますがね。いままあなたがおつしやったようなことを全部含めますと、人間が三人暮らす分ですね、それじゃ。奥さんの分と介護手当の分と本人の分と三人ですな、これは。そうしますと、実際問題、たとえば中の一割四分増というのはちょっとやっぱり不十分じゃないか、もう少しふやしてもいいんじやないかと、こういう気がするわけです。それが一つです。

それから、ついでにお伺いしておきますが、いま話の中に介護手当の話が出てまいりました。いまあなたは介護手当は三万六千円とおつしやいましたね。年額三万六千円でしょう。これは年額三万六千円ということは、一年は三百六十五日ですから一日百円でしよう。一日百円で何せいといいますですが、一体。この介護手当の問題たって、実際何を基準にして——年額三万六千円というと、だまつて聞いていると非常に多いよろしく思いますが、しかし三万六千円という、その一日百円で実際何にもできませんよ、いま。看護婦さん雇うにしたつて何にしたつてどうしようもない金額じゃないですか。あなたのことを聞いていると、介護手当があるから大いよいように見えます

が、実際は私はそうじやないと思うんですよ。奥

さんがいる人はいい、介護してもらつて生活する人という立場になつてくると、これは私は非常にたいへんなことになつてくるんじゃないかと思うんですが、そこら辺のところはどうお考えですか。

○政府委員(平川幸藏君)　御質問は二点あるわけであります。まず完全盲の場合一割四分では低すぎます。それが、そこだけに目をしほつて考えれば非常にたいへんだというのはわかります。そのほかいろいろあるとは思いますが、いよりも、先ほど申し上げましたようにたとえば上下肢完全亡失が一番上にきておるわけですが、したがいまして、これを完全盲を上に上げますとやはり他のもの下げるというわけにいきませんか。この症状のランクづけの問題だと思います。さらに申しますと、やはりバランスがくずれるんではないかという感じがいたします。したがいまして、一四%の底上げが適当であるかどうかという問題とともに、やはりランクづけをどうするかということになると、これは大問題になるかと思います。この点が一つ問題になるわけでございませんが、もう一つは、介護手当と私申し上げましたときの問題であります。それは御承知のように、先生が言われましたように月三千円では介護人は雇えないでないかと、ごめつともだと思います。恩給法上のこういう手当で類はたくさんございます。たとえば妻の加給というものは月千七百円に、今度増額して千七百円ということがあります。それから父母の加給等につきましても六百円ないしは四百円でございまして、これでとても妻あるいは父母を扶養できるということはないわけでございませんが、そういうふうな介護手当を雇うなり何なりしないとどうしようもない。そういうようなことを考えてみますといふと、結果こういう方々は一家の生計費といふのはほんとど恩給にたよる、そういうことになります。そうしますと、私は、正式に介護手当といふのはないんだそうであります。そういうふうな介護手当に類するようなもの、あるいは扶養家族加給といふんですか、そういうようなもの等も含めて、これは現在の生計費といふものがあるわけであります。いわばこういった加給類の一般的な考え方といたしましては、やはり本来の額にプラスできるだけ何とか底上げしたいという考え方方が基本的にはあるわけでございまして、そういう考え方に基づきまして、恩給法いたしましてはできる限り引き上げをつけていくこ、特に重症者にはやはりそういふ名目がつくわけですから、そういう意味でひ加給をつけていくこ、特に重症者にはやはりそういふ名目がつくわけですから、そういう意味でひ

上げということになると非常にたいへんだと私はあります。先生が言われるように、はたして三千円でどうなるかと、あるいはもつと上げるべきではないかというような御意見につきましては、確かに今後検討してまいりたいと、このよう考へておるわけですが、どうですか。

○政府委員(平川幸藏君)　実は重症者に対する処遇の問題ですが、基本的な見解といたしましては、われわれも先生と全く同じ立場に立つわけでありまして、問題は、第一項症の金額がはたして客観的に、理論的に幾らが適当であるかということは実はわれわれもずいぶん検討したわけであります。実は恩給審議会の答申にも、傷病恩給の年額といふものは傷病恩給の障害の内容、程度、与える影響等をよく考えてきめるべきであるということを言っております。それで、私のほうとしましても、どうしても主人の介護のためにどうしてみますととてもじゃないけれども一人で生活は不可能じゃないかと思うんです。そういうことになつてまいりますと、これは奥さんがたといたしましたが、もう一つは、介護手当と私申し上げましたように月三千円では介護人は雇えないでないかと、ごめつともだと思います。恩給法専門家にも聞いてみたわけであります。いかなる経験者でも、第一項症がはたして幾らであることが適当であるかということを答えた人はいないかもしれません、実は。御承知のように、先生が言われましたように月三千円では介護人は雇えないでないかと、ごめつともだと思います。恩給法専門家にも聞いてみたわけであります。いかなる経験者でも、第一項症がはたして幾らであることが適当であるかということを答えた人はいないわけであります。そういうことで、われわれいたしましては、他の公的年金とか、あるいは先ほど私が申し上げましたように恩給部内の均衡、たとえば公務扶助料との均衡、今回は、軍人恩給が発足しました当時第一項症の金額が十一万六千円であったわけです。その当時の公務扶助料が二万六千七百円であったわけです。それが公務扶助料が二十四万になりますからその倍率が八・九七倍になるわけです。それを十一万六千円にかけまして百四十万を出したわけです。それが公務扶助料のめどといたしましては、国家公務員の五等級の九号といふところが一番階層的には多いわけであります。この方が國家公務員の災害補償年金を受けると、大体この程度の額になるということもめどにしてきましたが、学問的に

思ひます。しかしそれはやつぱり引き上げたほうがいいんじやないかといふうなことまかいところにも配慮しながらこの恩給の問題を取り組んでもらいたいと思うんですが、どうですか。

○政府委員(平川幸藏君)　実は重症者に対する処遇の問題ですが、基本的な見解といたしましては、われわれも先生と全く同じ立場に立つわけであります。そこで、問題は、第一項症の金額がはたして客観的に、理論的に幾らが適当であるかということは実はわれわれもずいぶん検討したわけであります。実は恩給審議会の答申にも、傷病恩給の年額といふものは傷病恩給の障害の内容、程度、与える影響等をよく考えてきめるべきであるということを言っております。それで、私のほうとしましても、どうして主人の介護のためにどうしてみますととてもじゃないけれども一人で生活は不可能じゃないかと思うんです。そういうことになつてまいりますと、これは奥さんがたといたしましたが、もう一つは、介護手当と私申し上げましたように月三千円では介護人は雇えないでないかと、ごめつともだと思います。恩給法専門家にも聞いてみたわけであります。いかなる経験者でも、第一項症がはたして幾らであることが適当であるかということを答えた人はいないわけであります。そういうことで、われわれいたしましては、他の公的年金とか、あるいは先ほど私が申し上げましたように恩給部内の均衡、たとえば公務扶助料との均衡、今回は、軍人恩給が発足しました当時第一項症の金額が十一万六千円であったわけです。それを十一万六千円にかけまして百四十万を出したわけです。それが公務扶助料が二十四万になりますからその倍率が八・九七倍になるわけです。それを十一万六千円にかけまして百四十万を出したわけです。それが公務扶助料のめどといたしましては、国家公務員の五等級の九号といふところが一番階層的には多いわけであります。この方が國家公務員の災害補償年金を受けると、大体この程度の額になるということもめどにしてきましたが、学問的に

思ひます。しかしそれはやつぱり引き上げたほうがいいんじやないかといふうなことまかいところにも配慮しながらこの恩給の問題を取り組んでもらいたいと思うんですが、どうですか。

○政府委員(平川幸藏君)　実は重症者に対する処遇の問題ですが、基本的な見解といたしましては、われわれも先生と全く同じ立場に立つわけであります。そこで、問題は、第一項症の金額がはたして客観的に、理論的に幾らが適当であるかということは実はわれわれもずいぶん検討したわけであります。実は恩給審議会の答申にも、傷病恩給の年額といふものは傷病恩給の障害の内容、程度、与える影響等をよく考えてきめるべきであるということを言っております。それで、私のほうとしましても、どうして主人の介護のためにどうしてみますととてもじゃないけれども一人で生活は不可能じゃないかと思うんです。そういうことになつてまいりますと、これは奥さんがたといたしましたが、もう一つは、介護手当と私申し上げましたように月三千円では介護人は雇えないでないかと、ごめつともだと思います。恩給法専門家にも聞いてみたわけであります。いかなる経験者でも、第一項症がはたして幾らであることが適當であるかということを答えた人はいないわけであります。そういうことで、われわれいたしましては、他の公的年金とか、あるいは先ほど私が申し上げましたように恩給部内の均衡、たとえば公務扶助料との均衡、今回は、軍人恩給が発足しました当時第一項症の金額が十一万六千円であったわけです。それを十一万六千円にかけまして百四十万を出したわけです。それが公務扶助料が二十四万になりますからその倍率が八・九七倍になるわけです。それを十一万六千円にかけまして百四十万を出したわけです。それが公務扶助料のめどといたしましては、国家公務員の五等級の九号といふところが一番階層的には多いわけであります。この方が國家公務員の災害補償年金を受けると、大体この程度の額になるということもめどにしてきましたが、学問的に

いう一つのそこへ至る過程といたしましてそういう手段を使つたわけであります。

そういう手段の選び方が適当であるかどうか、確かに問題があると思いますけれども、これはわれわれいたしましては、恩給審議会の答申にもありますように、また政府の政策といたしましても、遺族、傷病者、老齢者という人たちにつきましても、終始一貫そういう考え方であります。今後とも先生のそいつた御趣旨をよく体しまして、私どもとしてもできるだけのことは研究、検討してまいりたい、このように考えておる次第であります。

○峯山昭範君

それでは次に、外国政府職員の通算の問題について二、三お伺いをしますが、この問題につきましてはたびたび衆議院等でも議論が行なわれおりますが、当委員会でも昨年まで始

終行なれてまいりました。そこで、昭和三十六年の法の改正によりまして特別措置が認められて以来、この問題については今までたびたび改正が行なわれてまいりました。このことにつきましては私ども承知いたしておりますが、今回の改正を含めて、外國政府、特に外國特殊法人及び外國特殊機関の通算措置について、現在までのものも含めて、改正の概要について初めにお伺いしたい。

○政府委員(平川幸藏君) 昭和三十六年から説明しますと、若干あれがりますから、戦前の実はこれは規定がありまして、ちょっと長くなりますけれども、それから御説明申し上げますと、実は戦前満州国ができましたときに、日本の優秀な官吏を満州國へ持つて雇用したいという考え方で、恩給年限がつかないから自分は行かないといふ人が出てくるのですから、やはりある程度強制的に連れていくためには外國政府職員を通算しなければならないというので、恩給法の八十二条ノ二というものを戦前、昭和十八年につくった

わけであります。基本的にはそのときに、外國政府職員だけですが、その通算の端緒ができるおつたということです。ところが、恩給法が御承知のように昭和二十一年に軍人恩給がなくなりまして、昭和二十八年に復活したわけでもあります。満州國がなくなりまして、いわゆるその周辺の問題が戦時処理的な問題として浮かび上がつてまいつたわけであります。たとえば昭和三十六年に、いま先生が御指摘になりましたが、外國特殊法人、率直に申し上げますと、これは満鉄、電電、専売、いわゆる日本で言う三公社でござりますが、こういった方々は外國政府の職員と全く、内地で言えば同じように恩給法が適用され得たという趣旨で、ますこの特殊法人の期間が通算されたわけであります。しかしその間、最初出発したときは、たとえば在職年を十七年で切るとか、たとえば二十年ありますてもそういう制限はありました。こまかい話は抜きまして、考え方といたしましては、昭和三十六年に特殊法人を通算した。それから昭和三十九年に至りまして、いま申し上げました政府職員あるいは特殊法人以外に、そのやつておる機能が行政的な機関に非常に近い、準ずるといつてもいいのですが、そういう機関が実はあるわけであります。一例を申し上げますと、満州開拓義勇団というのが当時つくられておりましたが、それは内原訓練所の先生が主として行つたわけであります。そういう方々は、公務員を退職していただきまして半強制的に向こうへ行きまして、開拓団の先生をやつていただいた。全くその職務の内容は、日本の先生と同じような仕事をやっておられた、こういう方々。ほかにいろいろあります。たとえば、他の一例を申し上げますと、上海共同工部局というところで警官をやつておられた方があります。これらは全く職務の内容は治安維持であります。警察官の、あるいはそれ以上の内容さえあるといふように考えられます。こういった方々につきましては、日本の公務員からいわば半強制的に向こうへ出てくるのですから、やはりある程度強制的に連れていくためには外國政府職員を通算しなければならないと、こういう戦後処理的な考え方方が基本的な考え方になつておるわけであります。したがいまして、これが一つの条件になつておりますが、今回の改正の中に、外國政府職員あるいは外國特殊法人あるいは外國特殊機関として在職していないても、その前に、たとえば

務員期間そのものと全く同じではありませんけれども、それにみなすという形で通算した、こういうことになつております。大体以上が大まかなものでございます。

○峯山昭範君 そこで、まず一つは職員期間の通算の問題につきまして、昭和二十年の八月八日まで在職しているということがいろんな問題の要件になつております。そこで、自分の意思によらないで、戦争の激化に伴つて、国策によって満州國政府から、いま局長がおつしやらなかつたそのはかの満州國の会社、あるいは団体でもけつこうですが、そういうようなところへ行かされた者、あるいは八日以前に死亡した者、こういう人たちの問題については、現在まだ救済されないままになつておるということなんですが、そういう人たちの実態及びその待遇についてはどうお考えですか。

○政府委員(平川幸藏君) 先ほどの説明の中で、私が、戦後におけるこの外國政府職員あるいは外

國特殊法人、外國特殊機関の通算の基本的な考え方といたしまして、戦後処理的な考え方があるといふことを申し上げましたが、御承知のように、先ほど私がちょっと申し上げましたように、こういった法人の期間は、日本の公務員が前提となりまして、それに加えられる期間であります。したがいまして、それ自体は公務員の期間ではないということになるわけです。したがいまして、通算するときの条件がかなり制約されるということはやむを得ないということでございます。

で、その制約の条件の中に、八月八日まで在職したことの条件があります。この趣旨は、やはり終戦という事態がなければなおさらには満州にあって勤務したであろうと思われる人を、特例的にやはり救済しなければならないと、こういう戦後処理的な考え方方が基本的な考え方になつておるわけであります。したがいまして、これが一つの条件になつておりますが、今回の改正の中に、外國政府の軍人で二十年の八月八日以前になくなつた方でも、これは、日本人で召集されて死亡した方については、事務取り扱い上待遇していると、いまおつしやつたことと大体同じですけれども、満州國の軍人で二十年の八月八日以前になくなつた方は、衆議院の内閣委員会でもいまと同じようなことをおつしやつたんだらうと私は思うんですが、そのときの議事録によりますと、いま局長がおつしやつたことと大体同じですけれども、満州國の軍人で二十年の八月八日以前になくなつた方

でも、これは、日本人で召集されて死亡した方については、事務取り扱い上待遇していると、いま同じですね、大体。そういうような話がありまして、私も議事録で読みましたが、これについては、事務取り扱い上待遇をしているということ

は、要するに、こういう人たちは、一応公務員、日本の公務員であるということが前提なわけです。が、そのほかのいろんな問題については、それがなくとも事務取り扱い上の処遇をしているということなんですか、これは、こここのところはどういうことなんですか。

○政府委員(平川幸藏君) これは、事務取り扱い上と申し上げましたのは、在職年の通算という意味ではなくして、いわゆる戦闘行為に参加して死亡した日本人でございますから、これは何といいますか、全くの一つの特殊的な扱いでございまして、召集をかけてその結果戦死したということで取り扱つておるわけでありまして、在職年の通算そのものではございません。

○峯山昭範君 そうしますと、要するに、日本の軍人じやなかつた者でも、結局、満州国の軍人として死亡した者についても、一応、事務取り扱い上とはいえ恩給法の適用を行なつてある、こういうことなんですね。

○政府委員(平川幸藏君) そのとおりでございますが、さらに正確に申し上げますと、戦死した場合だけであります。

○峯山昭範君 そうしますと、これは、いまと同じことが、国策でやつぱり満州の政府なりそいうところで働いておつて、これは戦争じやない場合ですね——ああ戦死、なるほど。戦死といふことはあり得ませんけれども、なぜ戦死といふことをつけたのかわかりませんがね。いずれにしても、内容的には、ぼくはこれと同じような人が一ぱいいると思うんですね。戦死という場合じやないかもしません、一般の人たち。たとえば満州のいろいろな会社につとめている場合。そういうような場合も、私は当然、事務取り扱い上といえ、何らかの形で適用すべきであるということが、一つあるわけですね。

それからもう一つは、国策によつて、先ほど答弁あつたかもしませんが、もう一回お伺ひしておきますが、内地の公務員から外国政府職員に転出されて、そして二十年の八月八日の前に、同じ

く、先ほどあなたがおつしやらなかつた、政府の——政府のというより満州のいろいろな機関に転出された人がおりますね。そういうふうな者、またはその八月八日以前に死亡した者、こういうふうな人たちについては、当然これは國の責任において、少なくとも満州國の軍人と同じように、

何らかの処遇をすべきじゃないか。そうしたほうがやっぱり均衡は保たれるんじゃないかと思うんですが、こら辺のところはどうですか。

○政府委員(平川幸藏君) 先ほど申し上げましたように、終戦という一つの契機が引爆点になりましてこの問題が起つてきつておるわけであります。したがいまして、八月八日まで在職した者につきまして、実は政策的な判断から通算しておるというのが率直な気持ちであるわけであります。

現在の制度もそくなつておりますから、それ以前にたとえば退職されたとか、あるいは戦死以外の弊病でなくなられたという場合におきましては、やつぱり八月八日の時点、われわれとしては、國家責任といいますか、われわれが見るべき範囲内はどこかといいますと、その時点が限界だらうと、こういう実は制度的な内容になつておるわけであります。そこら辺で、われわれといたしましては、そこにつなぎ得るよろしくな範囲内で緩和措置といたしまして、今回、國家公務員になった人につきましては、これは、ずばりそのとおりやるといふことは問題あるかもしませんが、従来の趣旨をあまり曲げるものではないと、ただし国家公務員以外の、まあ満州国にはいろいろ建設当時国策会社がたくさんあつたわけであります、私の調べた範囲では九十三ぐらいございますけれども、そういう国策会社に行かれても、その期間そのものはやはり公務員の期間ではないが、したがつて他のものには公務員の期間ではないが、したがつて他のものには公務員の在職期間があります。したがいまして基本的な考え方といつましても、この外國政府職員あるいは外國特殊法人だけで実際問題といつましても、たとえば外國特殊法人といつましてもいろいろあるわけでござりますが、たとえば満鉄だけをそういうことになります。

○峯山昭範君 局長のその一番最後にありますように行きたいと思います。

非常に私は、いま九十幾つもあるとおつしやいましたけれども、やつぱりそういうような情勢にいくのも、やつぱり戦争の激化に伴つて、本人の形で救済してあげるべきじゃないかといふことをしみじみと感じたわけです。

そこで次に、これもちょっと問題なわけです。が、現地で採用された外國政府職員とありますね。それでしかもこの人たちは昭和二十年の八月八日まで在職して、しかもその後抑留されたりいろいろやつて、それで戦後公務員に一日でも、彼らでも公務員になつた者については救済されただけであります。たとえば、公務員にならなかつた者については、これはもうどうしようもないということありますけれども、これはやつぱり何らかの措置をすべきじゃないかと思うんですが、この点どうですか。

○政府委員(平川幸藏君) 先ほども説明申し上げましたように、これらの法人の在職年を通算する基本的な考え方といつましても、これらの期間そのものは公務員の期間ではないが、したがつて他に、たとえば日本の公務員の在職期間がありまして加えられるべき在職年であるわけであります。したがいまして基本的な考え方といつましても、この外國政府職員あるいは外國特殊法人のものはやはり公務員の期間ではないが、したがつて他のものには公務員の期間ではないが、したがつて他のものには公務員の在職期間があります。したがいまして基本的な考え方といつましても、この外國政府職員あるいは外國特殊法人といつましてもいろいろあるわけでござりますが、たとえば満鉄だけをそういうことになります。

○峯山昭範君 これは確かに局長のおつしやるの

た、検討するということに期待しまして、次の質問に行きたいと思います。

非常に私は、いま九十幾つもあるとおつしやいましたけれども、やつぱりそういうような情勢にいくのも、やつぱり戦争の激化に伴つて、本人の形で救済してあげるべきじゃないかといふことをしみじみと感じたわけです。

そこで次に、これもちょっと問題なわけです。が、現地で採用された外國政府職員とありますね。それでしかもこの人たちは昭和二十年の八月八日まで在職して、しかもその後抑留されたりいろいろやつて、それで戦後公務員に一日でも、彼らでも公務員になつた者については救済されただけであります。たとえば、公務員にならなかつた者については、これはもうどうしようもないということありますけれども、これはやつぱり何らかの措置をすべきじゃないかと思うんですが、この点どうですか。

○政府委員(平川幸藏君) 先ほども説明申し上げましたように、これらの法人の在職年を通算する基本的な考え方といつましても、これらの期間そのものは公務員の期間ではないが、したがつて他に、たとえば日本の公務員の在職期間がありまして加えられるべき在職年であるわけであります。したがいまして基本的な考え方といつましても、この外國政府職員あるいは外國特殊法人のものはやはり公務員の期間ではないが、したがつて他のものには公務員の期間ではないが、したがつて他のものには公務員の在職期間があります。したがいまして基本的な考え方といつましても、この外國政府職員あるいは外國特殊法人といつましてもいろいろあるわけでござりますが、たとえば満鉄だけをそういうことになります。

○峯山昭範君 これは確かに局長のおつしやるの

た、検討するということに期待しまして、次の質問に行きたいと思います。

非常に私は、いま九十幾つもあるとおつしやいましたけれども、やつぱりそういうような情勢にいくのも、やつぱり戦争の激化に伴つて、本人の形で救済してあげるべきじゃないかといふことをしみじみと感じたわけです。

そこで次に、これもちょっと問題なわけです。が、現地で採用された外國政府職員とありますね。それでしかもこの人たちは昭和二十年の八月八日まで在職して、しかもその後抑留されたりいろいろやつて、それで戦後公務員に一日でも、彼らでも公務員になつた者については救済されただけであります。たとえば、公務員にならなかつた者については、これはもうどうしようもないということありますけれども、これはやつぱり何らかの措置をすべきじゃないかと思うんですが、この点どうですか。

○政府委員(平川幸藏君) 先ほども説明申し上げましたように、これらの法人の在職年を通算する基本的な考え方といつましても、これらの期間そのものは公務員の期間ではないが、したがつて他に、たとえば日本の公務員の在職期間がありまして加えられるべき在職年であるわけであります。したがいまして基本的な考え方といつましても、この外國政府職員あるいは外國特殊法人のものはやはり公務員の期間ではないが、したがつて他のものには公務員の期間ではないが、したがつて他のものには公務員の在職期間があります。したがいまして基本的な考え方といつましても、この外國政府職員あるいは外國特殊法人といつましてもいろいろあるわけでござりますが、たとえば満鉄だけをそういうことになります。

○峯山昭範君 これは確かに局長のおつしやるの

た、検討するということに期待しまして、次の質問に行きたいと思います。

非常に私は、いま九十幾つもあるとおつしやいましたけれども、やつぱりそういうような情勢にいくのも、やつぱり戦争の激化に伴つて、本人の形で救済してあげるべきじゃないかといふことをしみじみと感じたわけです。

そこで次に、これもちょっと問題なわけです。が、現地で採用された外國政府職員とありますね。それでしかもこの人たちは昭和二十年の八月八日まで在職して、しかもその後抑留されたりいろいろやつて、それで戦後公務員に一日でも、彼らでも公務員になつた者については救済されただけであります。たとえば、公務員にならなかつた者については、これはもうどうしようもない

だと思うんですが、そこら辺のところはどうで
しょうか。

○政府委員(平川幸藏君) いま先生の御趣旨は、まあ外國政府職員だけのものと通算するということではなくて、その人たちが抑留された場合にだけ認めたらどうかという御意見だと思います。そ

うしますと、やはり抑留者だけを認めるということは理論的に私のほうとしてはやはりどうかと思います。したがいまして、それでは抑留されない人も結局日本の公務員じゃないということは一緒でございますから、理論的には一緒になると思

います。そうしますともとへ返りまして、私が言うその恩給の基本問題に触れるんで非常にむずかしいということを申し上げたわけであります。ただ御心情としては私もよくわかるわけであります。たまたま先生が言われた例は実は私よく知つております。たまたま陳情を受けましたのでよく知つておりますが、そういうことで、こういった問題につきましては、これはあるいは恩給の守備範囲外ではないかと、そういう面で、これは私がこれ以上申し上げる権限はございませんが、そういうことでということになるかもしれません

が、まあ恩給で考え方ということになりますと、いま申し上げました答弁を繰り返すのははなはだ恐縮でございますが、そういう結果にならざるを得ないという感じいたします。

○峯山昭範君 これは私は今後も、私たち話を聞かされれば聞かされるほど恩給の問題で解決できないとすれば何かほかに解決の方法があれば教えてもらいたいくらいなんですがね。これはやはり同じ恩給といふ問題から考えてみましても、こういう人たちのこと何らかの処置を考えたほうがいいんじゃないかということはもう痛切に私たちを感じるわけです。そういう点から考えてみても、これはやっぱり確かにこういう人たちの言うことも私は一理はあると思うんですね。大臣、これはどうですかね、こういうところ、こういう問題については。

○国務大臣(山中貞則君) これは逐年改正をして

はまいつておりますが、元日本の公務員歴があつて引き続き満州において指定される対象となる機関にソ連参戦の八月八日まで勤務していた者、あるいはまた、その前の公務員歴はなくとも、八月八日まで勤務していて日本の公務員の勤務に継続した者、こういう者等は通算をするように逐次改正をしてまいりました。しかしながら、たゞ現地において満州の各機関に就職したり、あるいは満軍といわれておりましたものにつとめたというだけの経歴でもってそれを見るがどうかという問題は、これはやはり恩給法のたてまえからは、日本軍の公務員として国家のために働いた人たち並びにその遺族に対して給付するものでありますから、金然日本の公務員歴に全く関係がないというような者でありますと、たとえば今回出しておりますコロナス租界における問題等についても、たゞその租界につとめておった機関だけで恩給の対象には、もうすでにそういう権利を過去に持つていて今後新たに権利の取得者も発生しないような方は、どうぞお見えになつておるわけです。できれば私どもは、もうすでにそういう権利を過去に持つておられる方々を対象にして恩給をやつておるわけでありますから、なるべく広げてあげたいとは思います

が、しかしこの法律のたてまえからいつて、そこまではとてもその対象にはなり得ないものであるという範囲は、やはりいずれかの時点において切れなければしかたのない問題である、時点といいう言葉はおかしいですが、いずれかのケースまでしか取り込めないこれは必然性を持つたものであるというふうに考えております。別段これを冷たく扱つつもりはないわけでありますし、局長としては出過ぎたことを先ほど言つたようですが、恩給法の解釈だけ申し上げておればよいのあります。これに対してどうするかという問題

は、厚生大臣は相当前向きなんです。厚生大臣は

どういう答弁をしておるかといいますと、これはやつぱり同じ問題ですね。内容としては、現実に

もないといふまで最終的な結論に達しているのか。あるいはまた、もう少しそれじや恩給審議会等にはかつて何らかの形でそういう人たちをも

あつたかということはもう私がここで再度これはのところはもうちょっと何とかならぬものでしょ

うか。

○政府委員(平川幸藏君) 先生の指摘されました問題点は、日赤看護婦の中で、日赤救護員の中

で、実は今まで判任官待遇であります。たとえば薬剤師でありますとか看護婦長、これは通算

されますから、先生が言われましたように、恩給法上は、雇傭人は一般公務員の場合におきまして

も、たとえば上海等におきます陸海軍部内の雇

傭人も通算になつてないわけでございますから、日赤の看護婦は公務員そのものではなくて、

さいますから、先生が言われましたように、恩給法上は、雇傭人は一般公務員の場合におきまして

間でござりますから、雇傭人に相当する期間でござりますから、

間でござりますから、

</div

限界が存在をするということを申し上げておるわけであります。

厚生大臣が、現在の厚生省の所管である日赤、そしてその日赤の戦争中の協力という問題について、政治家として、あるいは所管大臣として、何らかの具体的な考え方がありますならば、私は恩給法といふものによって処理する、しないは別として、十分にその問題には相談に乗らたいと考えます。

○峯山昭範君 それでは、次に共済組合法についてちょっと二、三質問をしたいと思います。

○・一%の引き上げをはかることになつております、今回の法案の改正の内容を見ますと、まず共済年金につきましても、恩給と同じように一%の引き上げをはかることになつておりますけれども、これを見ましても、全部恩給に追随した形になっているわけですね。かねがねから私たちは、その内閣委員会でも、この問題については、共済年金の独自の引き上げということを附帯決議なんかにしたことあります。要するに独自の引き上げをはかれということをさんざん私たちが言つてしまひました。こういうふうな問題についてはどういうあいになつてあるのか。まあ当然その恩給に追随せざるを得ない何のなかがあるのじやないかとも思うのですがね。しかしこれができる理由というのは、一体どういうことなかある。あるいは今後共済年金についての独自の引き上げができるかどうか、具体的に実際それができないかどうか、そこら辺の見通しについてまず初めにお伺いしておきたい。

○政府委員(吉瀬維哉君) ここ数年間恩給の引き上げには追随いたしまして共済年金の給付水準の改定を行なつてきているわけであります。御承知のように、現在の共済年金制度は、恩給法を引き継ぎまして、現在の共済組合の年金支給対象者の相当多数がなお旧恩給期間を持つておる、こういう状況でございまして、実際問題といったしまして、恩給の改定率と共済年金の改定率を異ならしめるということは、その恩給期間の長い短いによりまして、いろいろ組合員の中で議論を巻き起こすというようなことがありますまして、恩給改定率に

準じて行なつておるわけでございます。

ただ、いま御指摘がございましたとおり、将来共済年金が恩給のまま残存、というとあれどござりますが、恩給の色彩を漸次払拭していきますが、一つの年金制度としてどう考えるべきかといふ場合には、やはり共済年金独自の引き上げ額あるいは引き上げ率の議論が生ずるかと思ひます。

ただ、いろいろ御議論はございますが、私、現在の恩給の改定の考え方、いわゆる審議会の答申等を受けまして、物価の上昇及び賃金の上昇、こういうものに準じまして行なつておるやうの方は、必ずしも大筋から大きく逸脱したものとは考えておらない次第でござります。ただ、先ほど来御指摘のごとございました、たとえは職務給の充実による部分をどうして切り捨てるのか等いろいろな問題が提起されておりますが、現在の改定率、ここしばらくはその方針をとつていくということにならうかと考へております。

○峯山昭範君 今回の法案の改正を見ておりますと、新しく年金の引き上げ方法について退職時の本俸に一定の率を乗ずる方法がとられているようありますけれども、これは事務の能率化が主たるねらいで、能率化といいますか、簡素化といふこともあるかもわかりませんね。特別に恩給のやり方と異なるものではない、こういうあいに理解しているわけでありますか、そう理解していいですか。

○政府委員(吉瀬維哉君) そのとおりでございま

す。

○峯山昭範君 そこで、国家公務員共済組合法によりますと、共済組合の期間については三年間の平均俸給で年金が算出されるようになつております。また一方、三公社の職員では、これは最終退職時の本俸で計算されるということになつていてあるから、そこら辺のところはどうですか。

○政府委員(吉瀬維哉君) 実は前々から出ている議論もござりますが、たとえば公企体の共済関係につきましては、国庫負担、いわゆる使用者としての負担以外に国庫負担がなぜ出ないかとか、いろいろ問題はあるわけです。そのほか現在、先ほど申し上げましたように、退職手当を三公社のほうでは調整すると、従来の歴史的ないききつを踏まえまして、単に退職最終時の俸給が退職までの平均三ヵ年かといふ問題のほかに、現在の公企体と一般公務員との共済制度にはいろいろな差があるわけでございます。もし全部の制度を合わせると、これは三公社のほうが有利といいますか、何といいますか、年金が多くなる、そういうあいになると思うのですけれどもね。またそこで、最

終退職時の本俸に一定の率を乗ずるやり方、この

方法の退職時の本俸といふのは、国家公務員の場

合は三年間の平均俸給でいうのか、それとも三

年平均をしないものなのか、これら辺のところは

どうなんでしょうかね。

○政府委員(吉瀬維哉君) ただいまの御質問のよ

うに、公共企業体は退職時のそのままの俸給、そ

れから一般公務員のほうは三年間平均、まあこれ

は歴史的なずつといきさつを踏まえましてこうい

うことになつておるわけでございますが、御承知のとおり、退職手当、この最終退職時の俸給に準拠するというようなことで、公共企業体の退職手当につきましては、二十年をこえた場合には3%ずつのカットが行なわれている、そういうような調整が行なわれているわけでございます。それから御質問がありました公務員の今回の退職年金の計算の簡素化、これにおきます最終俸給は、やはり従来どおり三年間の平均でございます。

○峯山昭範君 その場合、国家公務員の場合、そ

の三年間の平均といふのを、三公社と同じよう

に最終退職時の本俸といいますか、俸給ですね、そ

ういうようなものと、要するに三公社と同じよう

に最終退職時の俸給で算出するつていうわけに

は、そういうふうに是正することはできないわけ

ですか。そこら辺のところはどうですか。

○政府委員(吉瀬維哉君) 実は前々から出ている

議論もござりますが、たとえば公企体の共済関係

につきましては、国庫負担、いわゆる使用者とし

ての負担以外に国庫負担がなぜ出ないかとか、い

ろいろ問題はあるわけです。そのほか現在、先ほ

ど申し上げましたように、退職手当を三公社のほ

うでは調整すると、従来の歴史的ないききつを

ついてはどうですか。

○政府委員(吉瀬維哉君) 今回の退職手当の計算

制度の簡素化でござりますが、これはいままで連

合会なりあるいは組合員おのおのにとりまつて

も、相当各年度の改定ごとに複雑な計算を行なつておつた。この複雑な計算を簡便法によりまして

簡素化するということになつたわけでございま

す。それと同時に、一つの便益としましては、午

前中鈴木委員が御指摘になりました通り、從来

でございますと四、五年のおくれが計算方法で出

たままで継続できるかといふことにつきましては、やはり統一できるものはできるだけ統一してある日赤、そしてその日赤の戦争中の協力といふ問題について、政治家として、あるいは所管大臣として、何らかの具体的な考え方がありますならば、私は恩給法といふものによって処理する、

しないは別として、十分にその問題には相談に乗らたいと考えます。

○峯山昭範君 それでは、次に共済組合法についてちょっと二、三質問をしたいと思います。

○・一%の引き上げをはかることになつておりますが、今回の法案の改正の内容を見ますと、まず共済年金につきましても、恩給と同じように一%

・一%の引き上げをはかることになつておりますけれども、これを見ましても、全部恩給に追随した形になっているわけですね。かねがねから私たちは、その内閣委員会でも、この問題について

は、共済年金の独自の引き上げといふことを附帯決議なんかにしたことあります。要するに独自の引き上げをはかれといふことをさんざん私たちが言つてしまひました。こういうふうな問題

についてはどういうあいになつてあるのか。まあ当然その恩給に追随せざるを得ない何のなかがあるのじやないかとも思うのですがね。しかしこれができる理由といふのは、一体どういうことな

のか。あるいは今後共済年金についての独自の引き上げができるかどうか、具体的に実際それができないかどうか、そこら辺の見通しについてまず初めにお伺いしておきたい。

○政府委員(吉瀬維哉君) ここ数年間恩給の引き上げには追随いたしまして共済年金の給付水準の改定を行なつてきているわけであります。御承認のとおり、現在の共済年金制度は、恩給法を引き継ぎまして、現在の共済組合の年金支給対象者の相当多数がなお旧恩給期間を持つておる、こういう状況でございまして、実際問題といったしまして、恩給の改定率と共済年金の改定率を異ならしめるということは、その恩給期間の長い短いによりまして、いろいろ組合員の中で議論を巻き起こすといふようなことがありますまして、恩給改定率に

準じて行なつておるわけでございます。

ただ、いま御指摘がございましたとおり、将来の恩給が恩給のまま残存、というとあれどござりますが、一つの年金制度としてどう考えるべきかといふ場合には、やはり共済年金独自の引き上げ額あるいは引き上げ率の議論が生ずるかと思ひます。

ただ、いろいろ御議論はございますが、私、現在の恩給の改定の考え方、いわゆる審議会の答申等を受けまして、物価の上昇及び賃金の上昇、こういうものに準じまして行なつて、物価の上昇及び賃金の上昇、こういうものに準じまして行なつておるやうな問題が提起されておりますが、必ずしも大筋から大きく逸脱したものとは考えておられない次第でござります。ただ、先ほど来御指

摘のごとございました、たとえは職務給の充実によるおらずも大筋から大きく逸脱したものとは考えておらない次第でござります。ただ、先ほど来御指摘のございました、たとえは職務給の充実によるおらずも大筋から大きく逸脱したものとは考えておらない次第でござります。ただ、先ほど来御指

摘のごとございました、たとえは職務給の充実によるおらずも大筋から大きく逸脱したものとは考えておらない次第でござります。ただ、先ほど来御指

てきいていた、これが見方によつて一年おくれとか
二年おくれとかいろいろございますが、相当最終
現在の時点までも短縮されてきたと、こういふよ
うな効果は付帶的な効果ではござりますが、私ど
もいたしましては御趣旨を体しまして、できるよ
うだけ最近の実勢に応じた俸給月額といふものに近
づけてきたつもりでございます。将来の展望でござ
いますが、先ほど申し上げましたとおり、諸種の
公的的な年金制度と関連をはかりまして、できるよ
うだけ統一された方向に進めるように検討していく
たいと、こう思つてゐる次第でございます。

だけ考えてみますか。
合の掛け金負担
するというよりは、
しておらないわ
○峯山昭範君
なっていますか。
そこで、年全
については少な
じやないか、こ
点についてはどう
れからもう一つ
職員の年金を支

は、これが増
な形はいき
わけやうじ
あとうな

○ 峰山昭範君 三公社の場合、特にまあ國からいはるの改定その他によります影響といふところは、現状におきましては、まだそれほど大きへございません。現に國有鉄道におきましても、いま再建計画につきまして御審議いただいておる件につきまして、それでも、それぞれこれは組み入れておりますけれども、将来この給与改定あるいは年金の改定が大きくなりますと、過去勤務債務の負担が國有鉄道におきましては大きな問題になるおそれがあること、いろいろことは、先生御指摘のとおりでございます。

私ども、今回、日本国有鉄道の財政再建の十カ年計画を、予算編成におきまして関係当局と相談しながら行なつたわけでござりますが、そのときにおきましてはいろいろな問題が提示されたわけでござります。たとえば、日本国有鉄道が相当なるまあ貨物輸送等において負担をこうむつていると、あるいは戦争直後の荒廃、こういうものの復旧費用が相当なものであつたとか、国有鉄道をめぐる赤字増高の要因といふものは、ほかにも、たとえば地方ローカル線の維持といふようなものもござりますし、大きく種々の角度から議論されたつたござります。

○政府委員(秋富公正君) 職員の掛け金率と年金の支給額の割合は、どういふぐあいになつておられますので、調査するに當りてお答え申しますが、かわってお答え申しますが、これから掛け金率の今後の動向が、これは専売公社、国鉄によつて違つわけでござりますが、ございまして、掛け金率は千分の〇・四九七、國社は千分の三十九、電電公社が千分の三十九の企業体によりましては過去のいきさつ、まことにいた関係で財源率掛け金率の実情でございます。それから、あるいは公社サイドでましては、やはり共済組合的問題といたしまして、両方で相持つべきである。につきましては、それぞぞいていくべきだと思っておりました掛け金率あるいは負担金率が、いわゆる過去勤務債務償還金率のところから掛けておられる各公社の担当者からお尋ねですが。

○政府委員(吉瀬維哉君)　ただいま国庫負担を怎
なつていいか、公済関係といたしましては、三公会
のほかに、地方公共団体もそういうわけでござい
ます。地方公共団体もやはり地方交付税等で國か
ら財源補給は受けておりますが、一つの税の独立
徴収主体というような形で、いわゆる國庫にか
るべき一つの負担、地方の金庫の主体としての負
担をなす能力があるという判断で、そういうこと
が行なわれているわけでございますが、公企業体
がやはり国と同様の機能を果たす、公経済の主体
としたいたしまして、料金その他でそういうものをカ
バーできるという判断から、国庫負担が行なわれ
てないわけでございます。ただ、御質問にもござ
いますように、日本国有鉄道につきましては、累
積赤字が相当な額に及び、この負担が日本国有
鉄道の財政に相当の重荷になつてのしかかつてくる
んじやなかろうか、こういう御疑問が再三、衆議
院におきましても提示されたわけでございます。

われてござります。たゞ大体とも日本有鉄道の清算を編成する上にあたりまして、主眼といたしましたのは、日本の国鉄がこのよう種々の負担にたえて得るような財政体質の再建ということを主眼としたわけでございまして、したがいまして、現在提案いたしまして御審議願っております再建法案によりまして、十カ年で一兆円の国の出資、その他工事費補助金等で二兆円に及ぶ財政的な骨格の援助を行なおうじやなかろうかと、こういうことおきましても、十カ年で一兆円の國の出資、その並みに、いろいろ他の共済組合関係のみならず、他の負担にたえ得るような財政体質の改善が行なわれるであろうという見込みをただいま持つておるわけでございます。そういうような点で、やはり一つの社会保障体制といたしまして、公企業、公経済の主体たる三公社につきまして、国庫負担を行なうという予定はいまのところ持つていませんでございます。

○塙山昭範君 それでは、最後にもう一問だけお伺いして私の質問は終わりたいと思うのであります。が、昨年の内閣委員会で、私たちの委員会での附帯決議の中に、「外國政府職員等の雇用期間を職員期間として通算する措置については、他に就職することなく内地帰還後一年以内に公務員、公共企業体職員等として就職した場合に限定する取り扱いが行なわれているが、共済組合法の建前には十分に配意し、合理的な措置をとること。」こういうふうな附帯決議をつけておるわけであります

が、この問題については、先ほどの恩給の問題と多少関連もあるわけでありますけれども、すなはち、その外国政府の職員が外地から引き揚げてきて一年以内に就職をしなければならないといふこの何といいますか、一つの制限があるわけですね。これは要するに公務員の場合は大蔵省の通達ですか、それから一方、公社のほうは法律解釈の運用の点で公務員と同様の取り扱いをしておられる、そういうふうに聞いておりますけれども、この一年以内という条件で、救えない職員がいると思うのですね。私は、こういう公務員及び三公社に、こういうふうな法律解釈があつて、こういうふうな条件があつて救えない職員が三公社にどの程度おつて、この問題については今後どうするつもりなのか、あるいは、運用の点でやつておられるとすれば、この附帯決議の趣旨から言いましても、これはすみやかに大蔵省の通達を変えて、そして処置をするべきだと思うのですが、こういう問題についてはどうお考えですか。

んだという、まことにほつきりしたもののがあれば、これは文句のつけようがないわけですけれどもね、しかし、特殊事情として、やはり戦争の犠牲者に対するその戦後の処理をしなければならない、ならなかつた。それがやはり恩給法に基いて処理をしたといふところに、私はやはりこれにはたいへんなこんがらがつちやつて非常にややこしい根本原因是そこにあると思うのです。他の方法で救済ができるは、御答弁もございましてけれども、しかし現実には、やはり恩給法の準用法といいますか、公務員に準するものだという解釋をして、戦後処理をやられた。ですから、そうなりますと、たとえば日本の公務員とあるいは満州国の官吏は、これはもう準すると言えるんだ。したがつて、ここまでやるんだと、ます。その次は、今度は日本の公務員と満鉄の職員を比較する、と、幾らか何だか満鉄はだめだと言えそうだが、満州国の官吏と比較するとそれが言いにくい。そのため、今度は満鉄の職員を準用してみると、やはりその他の国策に基づく特殊法人、特殊機関といふもののとの今度は比較は、どうもこれはなかなかそろはいかぬといふべきに発展をすることになり、非常にややこしさがあると思うんですよ。ですから、そうなりますと、どうも私は、これはやはり戦後処理、冷たいとかあつたかいではなくて、要するに、限界を越えた不満の残る解決を、処理をしてはいけないという立場からいきますと、やはりこれは、今までの答弁等からいつて、不満が残らないものではありません。あるいは、制度上どうしてもそこまでいけないと言つて割り切れるもんではないと思うんですね。

たけれども、いまのやはり共済組合による年金制度というものは、そういうものはない。そうすると、現時点で、いまのこれは恩給審議会の答申にありますように、たとえば公務員給与、あるいは何ですか、一般国民的な生活水準なんといふこともいわれておる現時点での解釈、現時点の常識にはまるような、そういうやはり戦後処理のしかたをやるのが当然だという気がするんですが、そういう点、たくさんある問題、私は、できれば納得のできる立場から回答をいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(山中貞則君) いまのお話は、過去の経過を踏まえて、いろいろと、なるべや救うための便宜を講じてきました。これも、理論的に全然成立しないものまでは広げていくつもりはありませんが、今回も、満拓等について數十のものから徹底的にその公社の性格その他を洗いまして、そしてこれならば客観的に見て対象として限界内のものであるということで、それぞれ、農林省その他の役所からも十分当時の経緯等も聞き、証拠書類等も調べて、そして今回提出をいたした内容等もありますから、絶対にこれ以上は広げられないということを私は言つているつもりはありません。

しかし、やはり、もし日本人であるならば当然受けられたはずのもので、かつて、たとえば台湾を一例にとりますならば、いまは台湾人であります、が、当時、日本人としてともに戦争にまで参加して、そして高砂族あたり等は、非常な勇名をはせてまで、ほとんど全滅に近い状態になり、あるいはまた、生き残った者もほとんどが重度の戦傷者であっても、何にも私たちはそれに対してもあげることができません。これは、国を異にしてしまったということであると思いますし、できれば、そういう、かつて日本人であつた立場において、日本の国家の進路と運命とともにしたために、いま残つておるそういう人たちとか、遺族の人たちに、何らかの手段が外交上とり得れば、そういうことはしなければならない日本には義務が

あるということを私は考えておりますが、それらの典型的な例は別としても、現在の日本国並びに日本人といふ範囲内においても、先ほど峯山君といいろいろ議論をいたしました看護婦さんの問題、その他、私は、現実には、恩給法からいえばなるほどなかなか困難な対象であつても、それをほつておくるには忍びない問題があることは承知いたしております。それらについては、いろいろと陳情が、それこそ無限なほどいづれば、それぞれのケースでござりますし、私どもも、政治の良心において一生懸命検討しておるわけであります。が、どうしてもやはり、現実的に、理論的にその対象としがたいもの、限界外のものが生まれてくるということについて、きわめて私どもも申しわけのない遺憾な気持ちであると思っております。

なお、個々のケースについての問題でありますならば、局長等に意見を申し述べさせてみたいと思います。

○中村利次君 これは、私は、聞きようによつては、いまの大臣の御答弁は、たいへんに前向きな答弁だと思いますね。

〔委員長退席、理事町村金五君着席〕

そこで、恩給審議会の答申が、いろんな問題点を仕分けをして、六十四項目ですか、六十四項目あつた中から二十六項目を答申をされた。政府は、三年間にわたつてこれを完全に消化措置をされた。そういう中から、新たな問題もやはり出てきているわけですね。いま大臣からお話をあつた満拓の問題も、やはりその一つだと思うのですね。

そうなりますと、やはり、繰り返してくださいようですが、恩給制度の根本からいければ、どうもやはり、拡大解釈できないようなこともなぜやらなければいけなかつたかというと、これはもう、戦後処理といふ特殊事情であります。したがつてそうなりますと、特殊事情を、これもまあくどく繰り返すようですが、恩給法によつて対処をしようとしたところに問題があつたのかもしない。しかしまあやつちやつたことですか

ら、今度は、その特殊法人あるいは特殊機関、そういうものの間で、どうしても納得できぬと、この比較はどうなんだといふのは、これるわけには断じていけないんで、ぜひともこれは改訂によってやつちやつたんだけれども、私ども恩給法を勉強しようつたつてわかりませんよ。これはもう、ほんとうにややこしい。それほどまでの措置をしてまで恩給法でやられてきたわけですから、まあそれでやりになればこれはもうそういう方法、あるいはその他の方法がいいようになります。あるいは恩給法でやられてきたわけですから、まあそれでやりになればこれはもう、当然減らなければならないのが、ふえていくんですよね。これは、そういう理由からこれは言えるものでありますし、いろんな意味から言つて、政治的にもうまことにこれはぐあいの悪い問題をかかえ続けていかなければいけない、こういうふうに考えますので、もう一回ひとつ関係者の皆さんから、一通り、今後のこの問題についての対策をお伺いしたいと思うんです。

○政府委員(平川幸蔵君) 外国特殊法人、あるいは外國政府職員、それから特殊機関等の通算の問題についての基本的な考え方でございますが、この問題は実は恩給審議会の答申の冒頭のほうに載つております。で、いま先生が言われましたように、いろいろな処置を講じてきておるが、その基本的な考えは何かと、こう問われますと、われ

われといたしましても、基本的には、恩給制度の中にそういうものを受け入れるわけでございますから、恩給制度以外に別個な制度をつくれば別でございますけれども、恩給制度の中に受け入れる条件なりがつくということはこれはやむを得ないござりますけれども、恩給制度の条件なり、あるいは指定する会社なり法人なり、あるいは通算の条件として、たとえば最短恩給年限を取ることなど思ひます。たとえば通算の条件なり、あるいは申し上げませんけれども、それなりに恩給法的に理論構成をしておるわけであります。問題はそういう理由等につきましては、一々ここで詳しくは申し上げませんけれども、それは申し上げまして、私がいま申し上げているのは、現時点における判断でございますから、今後の問題はちょっとわかりませんけれども、そういう判断の材料とてわれわれが頭の中にあるのは、やはり過去における恩給制度が歩んできた沿革なり、それの持つ社会的、経済的な意義なり、それから受給者の実態等をやはり勘案しながら、許される範囲で取り入れていくことだと思います。しかし、その範囲自体はやはり一つの判断でございますから、これは今後いろいろ問題があるとは思いますが、私どものほうとしましては、率直にいろいろな問題につきまして取り組んでまいりたいとは思いますが、基本的な考え方は、いま申し上げたよなどおりでございます。

論構成の判断の範囲内というとこを言われても、これはどういう理論構成をしますか、あなたた。ど
ういう制度の、恩給制度の基本なんていうもの
は、これはやはり日本國の公務員に対する年金制
度でしょ。そういう恩給法だと恩給とか、
あるいは共済組合の年金といらの、公務員に対
する、あるいは公共企業体職員に対する年金制
度でしょ。だから、したがって、それ以外のことはどうい
う理論構成をしようたつて、本来ならできな
いはずなんです。しかしながら戦後処理——戦争と
いうそのあと始末をしなきやならないという特殊
事情から、いろんな理論構成がそこから発してく
るんでしょ。そうなりますと、やはりその限界
ということを、恩給制度あるいは恩給法といら
のをその基礎に持つて、その通りでよって理論構
成をやってみようたつて、そんなのはしません
これは無理なんです。ですから、これも先ほど申
し上げましたけれども、恩給法の改正によつて廻
置をしたのはよかつたのか悪かったのか、これは
議論も大いにあつて、いけなかつたのではない
といふ議論も前々からあるようですがれども、し
かしおやりになつたんだから、だからそういう理
論構成の判断なんていうことをおつしやらない
で、やはり何といいますか、何らかの方法を講ず
るといふ姿勢がないと、これは議論はどこまでも
尽きませんよ。そういう議論でしたら、私は一つ
一つ満州國政府、あるいは軍隊、あるいは特殊法
人とか特殊機関、そういうものの中にある具体的
な例を一つ一つこう比較しながらやつていかざる
を得ないと思うのですよ。これはまあ恩給局長は
大臣から恩給法の解釈をやつたらいいんだ、出過
ぎたことをやるなどいうおしゃりを受けたので言
いにくいくことかされませんから、大臣に伺いま
しょうか。

ばされるようにならぬにいたりもで法の運用、解釈、そういうものをしないかなければならない、これは私はおっしゃるとおりでありますし、私もそう思つております。しかし、恩給法で今までやつてまいりました改正に次々改正、これはやはり少なくとも恩給法のたてまえの上から解釈して、割り切れたものについて取り入れておりますし、国会の附帯決議等においても、やはり与野党でここまで附帯決議をつけておいてもこの表現ならぬよからうというような御相談があつてつけられたものでありますから、附帯決議についてなるべく採用するよう、その次の年度に実現化するための努力を重ねて今日まで至つておるわけであります。まさに満拓などは、昨年の附帯決議を受け、そしてもう絶対にこれ以上取り残しはないだろうかという全体の、設置されたと見られる団体、協会等を全部調べて、今回は満拓外全部で六の公社について措置をいたしたわけでありますが、先ほど来、具体的なこのケースという話はしていないのだと、しかし、やはりこれは恩給法という法律のたてまえはどるけれども、しかし、それは戦後処理としての性格を入れてきたのだといふことでありますし、私もそういう面が入つていると思います。なおまた、その周辺には厚生省所管の援護法というものが、恩給法で救えない人に対してまたさらには國家としての手を差し延べているという点もござりまするし、したがつて制度論、現実の実態論、そしてその両者の帰一する点で採用できるかどうか、こういうときにはやはりありますので、決して冷たい気持ちで答弁をしているわけではございません。

したように、昭和四十四年度から三年間にわたつて、この答申に沿つた改正をやつてこられた。こうしたことになつてはいるわけであります。私は、やはり先ほど戦後処理の問題等も含めて、恩給法といふものはほんとうに難解といふか、ややつこしいうかわからぬということをしみじみ痛感をしておりますけれども、いまの年金制度といふのは、確かに相当これはすつきりしてきたと思ひますし、あるいは筋目からいっても一応の筋目が通つてゐると思います。議論になつたようではありますけれども、いわゆる現職の公務員の給与引き上げですか、それと物価の差し引き分の六掛けをして、一二%の場合には一〇・一%にする、これはまあ六〇%がいいか悪いか、大いに議論のあるところでしょうが、

【理事町村金五君退席、委員長着席】

戦後、職務給制度が取り入れられてから、民間賃金なんかでも、生活給と、それから職責給といいますか、職務給といいますか、そういうものとの比率を六、四にするといふ議論をして、労使で大体そういう確認まではいかないまでも、そういう体制にあるところも相当にあるわけでありますから、大いに議論の対象にはなりましましようが、それがいいとか悪いとかじゃなくて、一つの方法であるということは言えると思いますけれども、しかしこれは恩給審議会の答申にもありますように、国民の生活水準とのかね合いといふことを考えますと、その年度、年度、その瞬間、瞬間はこの六掛けといふことが、ほかにいろいろ方法はあろうけれども、まあこれも一つの方法だよといふことを言い得るにしても、それがずっと累年累積をされていきますと、ある時点、時点での国民生活の水準との見合いといふもので、はたしてこれがどうも合理的、妥当的なものと言えるかどうかという疑問があるんではないかと思いますけれども、そういうことがありますとお考えになりますかどうかですね、ます。もあり得るとお考えになりますかどうかですね、ます。もしあり得るとお考

えたになるんでしたら、それがどういふ方法をもつて是正されようとなさるのか、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(山中貞則君) いまの六〇%分をとるという問題で、四〇%がはたして職務給であるかどうか。その問題も問題点があることは、これはやはり否定できないと思います。四、六について私どもはそういう立場をとつておる。そのことが著しく不当ではない、ことは言えると思うんです

が、しかし七、三ではそれは著しく現実と乖離している。あるいは、二になつたら、それはきわめて不当なのが、十分の十といふのはもうそれは乱暴なのか、ここらになると、やはり実際に公務員である職務をとつておる人たち、兼職も禁止されてほかに収入を得る道もありませんし、そういう人、職務のための非常なきびしい公務員法に従わなければならぬというたてまえ、また精神的にあるわけです。しかしやめている人は、かつて公務員であった、そのため恩給を給せられる。しかし現在は現職の公務員としてのそのような法的な精神的な負担もありませんし、兼職禁止などといふ、職業を、他に何か収入の道を求めるということをチェックされている手段、立場もないわけですから、そういうことから考えれば、現職にある公務員と全く同じ十分の十といふことも、少しごくらに思いますが、これは議論が、やはりもう少し議論し、なおかつ議論が分かれるところであろうかと思います。

そこで、いまおっしゃつた問題点の具体的な例については、退職時の給料をとるために、その後逐年の累積の問題もありますが、典型的な例を言います。

○中村利次君 これは、たとえばこういう中に出てきているのではないかと思うのですけれども、恩給審議会の答申によつて、今まで、何とありますかね、これは本俸といふんですか、俸給といふんですかね、その年金の算定基礎の対象になる金額ですね、それから仮定俸給表による平均の金額と、こういふものを比較すると、昭和三十六年の時点で二万四千円とびたつとそろえて、いまおっしゃつたように当時を一〇〇として二三〇・幾ら、あるいは二六三・幾らで、八七%、それは改定をしましたよとおっしゃつたんですけれども、その現時点でそういう年金の算定の対象になるこのものを比べてみるとえらいどうも格差があるんだと、こういふことは事実ですかどうですか。その本俸といふんだか、俸給といふんだか、

あるいはまた自分の教え子は、いまもう恩給制度のもとではありませんが、おそらくやめてから受けたであろう待遇は自分の何倍にもなるだろう、そういうような、自分たちは社会的に、やはりかつて学校の校長先生であつたといふ人は、そつて区域社会において自分の意に反した生活といふものは——思うとおりの生活ができない尊敬される立場にもあられるわけでありますから、なりふりかまわぬ生活もできまんし、あまり金銭のことばはない。かつての教育者として言いたくな

いけれども、自分が教えた者がやめるときに比べて、自分のいまの待遇といふものは、これでは何としてもつらいというようないろいろの具体例の中で、ことに胸を打つ、しかもまた何の反論もなし得ないような意見も私は直接もう承つております。また、このようなことは、文官とかつての武官とのバランスの問題とか、あるいはその後の文官の是正の問題とか、いろいろ小さい問題としてまださらにお題がございましょうが、基本的にはそのようなことが現在の制度では起こつてくる必然性を持つておる。この点は、私も實際これに対しても申しあげないし、反論することばもありませんので、心から同情と、何らかの手段があるならばといふことを考えておるわけであります。しかし、いまここでそれを急速に、かつての同じ勤務年歴と同じ職階であつたならばそれは最終退職者と同じ内容の待遇ができるかどうかについて、いまここで具体的な例を申し上げるほど自信はございませんので、ただ私のいまおっしゃつたことに対する考え方として、そのような気持ちを私もいだかせられておりますといふことだけを申し上げておきます。

○中村利次君 あれですね、公務員あるいは三公社の、この恩給の、何といいますか、算定基礎といいますかね、これは本俸といふんですか、俸給といふんですかね、その年金の算定基礎の対象になる金額ですね、それから仮定俸給表による平均の金額と、こういふものを比較すると、昭和三十六年の時点で二万四千円とびたつとそろえて、いまおっしゃつたように当時を一〇〇として二三〇・幾ら、あるいは二六三・幾らで、八七%、それは改定をしましたよとおっしゃつたんですけれども、その現時点でそういう年金の算定の対象になるこのものを比べてみるとえらいどうも格差があるんだと、こういふことは事実ですかどうですか。その本俸といふんだか、俸給といふんだか、

それを教えてください。

○政府委員(平川幸藏君) ただいま申し上げましたのは、昭和三十五年からの比率を申し上げましたので、現実に、現時点のいわゆる現実の俸給額から実は試算してみたわけあります。先ほども申し上げましたように、文官の普通恩給年額はこれは一〇・一%上げますと恩給年額で二十八万五千円になります、二十八万五千円になる。これは実は平均在職年が二十三年の人でございますから、これを割り直しますと、年俸といいたしまして仮定俸給は七十六万二千円になるわけであります。要するに七十六万二千円の年俸だと、こう考えていただいていると思います。一方、現職公務員の給与、これを考えますと、昭和四十六年一月十五日現在の国家公務員の給与の実態調査の結果、全員の平均俸給の月額は六万三千円でござります。先ほどちょっと申し忘れましたが、年額七十六万の俸給額でございますが、これは月額に直しますと約六万三千円でございます。国家公務員の給与はいま申し上げましたように六万三千円でございますから大体合っているようでございますが、実は六万三千円そのままで不十分でございまして、これを大体二十三年平均ぐらいに割り直さなければいかぬわけです。割り直しますと大体七万六千円ぐらいになります。したがいまして、現在の平均的な行政職の俸給は約七万六千円ぐらいいになるであろう。現在の受給恩給額からベースを——まあかりにベースといたしまして算定いたしますと六万三千円になるわけです。そういうところが大体の現状からの分析の一つの比較になると思います。ただ、基本的にちょっとお断わり申し上げたいのは、先生も先ほどおっしゃいましたように、三十五年を境といたしまして恩給の俸給表と国家公務員の給与表は全然違う形態をたどつてまつてあります。御承知のように現在は一等級から八等級になりまして、その間たとえば四等級でも五等級よりも低い額がありますし、入り組んでおる俸給表になっております。ところが、御承知のように恩給は一号俸から八十二号俸まですべて

上へ上がっていく通し号俸制でございますから、そういう点からいきますと、技術的に完全な形において比較することはなかなかむずかしいわけでございますが、われわれが現状の時点から考えますと、いま言つたようにそういう若干の格差がある。また、指數からいましても若干の格差がある。これは大体われわれいたしましては、指數の面と現状からの分析ではほぼ間違いない数字ではないかというふうに私のほうは推定しております。これは大体われわれいたしましては、指數はないかということです。

○中村利次君 わかりました。それじゃ間違ないですね。

それじゃ恩給の何といいますか、現在は年金制度、いろいろな年金がたくさんありますけれども、公務員関係でもたくさんあるようありますけれども、そのほか厚生年金、国民年金、船員保険とか、さつきも言われておったように、あるいは民間では企業年金制度がどんどん取り入れられておりますけれども、これはおのおのばらばらられています。これは何も政府におののばらばらの責任が直接あるわけありませんが、しかし、これが直接あるわけではありませんが、しかし、これも指摘されましたように公共企業体等の共済組合による年金と国家公務員の場合の年金とは違う。これは退職時の俸給とそれから退職時点過去三年間の平均、これは厚生年金なんかは被保険者全期間の平均ですね、まことに実情にふさわしくないものになっております。これはいろいろ財源等の関係もあるでしょうが、まあ公共企業体と國家公務員との違うのはそれなりの歴史なりあるいはいろいろの実情があるでしょうが、こういふらばらなあれでは、これはどうもやはりどういう事情があるとも、政策を交えてまことにうまくないことだろうと思う。民間の企業年金なんかも、これはほとんど例外ないくらいでしょ、退職時の俸給がこれがやはり算定対象になつておるのは、これは過去三年間の平均とする根拠を、これはいままでいぶんいわれてきたんでしょうけれども、しかし、現在だいまの時点では、これはやはりおきたい。

○政府委員(平川幸藏君) 先ほど私、指數が二三〇と申し上げましたわけですが、もし単純に二万円に二三〇を掛けますと四万六千円になるわけですね。そのことを言われてるんではないかと思ひます。したがいましてそれと比較する上においては指數を持ってこなければいけないということ

といたしまして、退職時にできるだけ近いところの俸給平均、最近のように毎年ベース・アップがあるということ、あるいは物価上昇があるということ、あるいは事態を想定いたしますと、三年ということが相当過去にさかのぼることになりまして、退職時の俸給まで減額されるような形になりますが、かりに経済成長も平常化いたしまして、特に多額の給与水準の上昇が毎年続くということはない時代を想定いたしますと、三年というのひとつ年の年金計算の最終時の俸給の基礎としても成り立ち得るのではないか、最近の時点を勘案してみると、最終俸給表とはだいぶ違うと思います。

○中村利次君 これは、日本はたいへんに高度成長を遂げまして、最近の政府答弁からいきましても、生産第一主義あるいは輸出第一主義から福祉優先主義に発想の転換をしなければならぬと言われておりますし、特に週休二日、時間短縮の問題を含めて、これは国際的にも国の政策としてでも、やはり労働時間を短縮して高賃金時代に入つていかなければ、どうも日本の健全な発展、国際社会の中における経済大国としてのありようといふものは、また袋だたきを受けることになりかねないものは、また袋だたきを受けることになりかねない寒情ですから、そういう意味では賃金のやはり相当の上昇というものはほとんど今後そんなに、これは一時的な現象じやなくて、そういう方向に進まざるを得ないと思いますよね。そういう場合、これは物価の問題も相当深刻な影響がありましょけれども、はたして過去三年平均といふものが現時点あるいはこれからいろんなそういうものが現時点あるいはこれからいろんなそういう国の政策なり、あるいは産業界の実情、日本の国際社会における位置づけ、立場、そういうものを総合的に考えてみて、はたして現時点あるいは将来に向かってこれが妥当なのかどうか、大いに疑問を感じることになりはしないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(吉瀬維哉君) 今後ますます経済面で一つの急激な成長を避けるというような御議論か

【委員長退席、理事町村金五君着席】

○政府委員(吉瀬維哉君) 御指摘のとおり三年と一年のは指數は指數同士で計算いたしますと、公務員給与の指數だけでは二六三になる、これ

いうのは特別の理論的根拠があると私どもは考えておりません。ただ年金推算の一つの判断の基礎

費をふやして、そのため輸出ドライブがかから

ないようになりますとか、あるいはそのため高度成

長が一つの抑制効果を持つんじやないか、こうい

う御議論はたしか行なわれているところかと思

います。

ただ、年金の一つの基礎といたしまして

の最終の俸給の水準、これは過去三年となつてお

りますが、平均的な上昇率を想定いたしますと、

一年おくれというふうな形に、中間が前年とい

りますと、一年おくれというようなことになるか

もしないと思う、こういうような御指摘に対し

ましては、私どもいたしまして一つの将来の年

金数理、掛け金率のあり方等を勘案いたしまし

て、そういうものとの相関において検討すべき課

題じやなかろうか、こういうふうに思つております。

○中村利次君 そうしますと、これはやはり退職

時過去三年の平均というが、これでいくんだ

ということではなくて、現在はそういう方式を

とつておる。しかし実情に応じてこれを見直しを

する可能性もあるわけですね。見直しをする、実

情に応じてですね。これは固定的なものじやない

んだと、こういうくあいに解釈してよろしゅうござりますか。

○政府委員(吉瀬維哉君) むしろ先ほど先生から

御指摘がございましたように、厚生年金などは全

期間というふうなたてまえになつておるわけでござります。ここらはおそらく掛け金が、従前に払

い込んだ掛け金が物価上昇とともに減価してきて

いる、掛け金の運用によつても年金原資をまかな

い切れないというふうなことから、保険数理から

すれば全期間を対象とする平均収入、報酬とい

ういうふうな他の制度と比べまして、公企業と比

べれば若干年次はバクいたしますけれども、そ

ういうふうな考え方もあり得るわけございまし

ます。したがいまして、過去三年といふことで、そ

ういうふうな他の制度と比べまして、公企業と比

べれば若干年次はバクいたしますけれども、そ

ういうふうな考え方もあり得るわけございまし

て、先生御提案の一つの最終報酬に近づけるべき

だという御議論に対しましては、掛け金とか、あ

るいは国庫負担とか、最終の年金数理、年金経済

の見込み、こういうものを最終的に勘案して決定

すべきものじやなかろうか、こう考えておりま

す。

○中村利次君 これは私は、やはり年金制度とい

うのは、社会保障制度の一環としてとらえており

ますから、したがつてやはり恩給審議会の答申を

受け、政府がこの三年間にその答申に沿つて対

処をしてこられた、ことしその上に立つてまた改

善を提案していらっしゃる。これは私はそういう

ものに沿つておると思うのです。これは大いに

に、先ほど大臣からもそのお話をあつた、大いに

議論のあるところでありましょうけれども、公務

員の賃金の上昇に見合つたやはりスライド方式を

とつて、こうとしておるわけですから、し

たがつて国民生活水準に見合つた年金にしていこ

うという方向性というものは、私はこの年金制度の

中に生かされておる。そういうたてまえになりま

すと、これは厚生年金の場合はともかく、公共企

業体あるいは公務員の年金に対して、財源がどう

だとか、払い込んだ支払いのあれがどうだとか、

そういう議論はたいへん、これはいま政府が実

施されておる年金制度の三年間の対象あるいはこ

としの改善といつたてまえからいつても、まこと

にちぐはぐな議論になるのですがね。いかがで

しょう。

○政府委員(吉瀬維哉君) 究極的には社会福祉水

準の全体のバランスでござりますね。また一つの

保障制度に関する見通し、こういうものと関連さ

れることになると思いますが、一挙に、最終俸給

を基礎とするといふ議論を確立するためには、な

お相当の検討を要する、こう私どもまだ考えてお

る次第でござります。

それからもう一つ、まあ社会保障制度の充実に

からまして、あくまでもこれは社会保険年金数

理、自己の掛け金とそれから使用者の掛け金、そ

ういうものに基づいて自動的に回転していくとい

うものがたてまえになつておりますので、そういう

点をも判断の基礎にする必要があるのじやなか

ります。

○中村利次君 それでは最後に、これはこの委員

考へております。

○中村利次君 私は恩給法の一連三法の改正で、

ことしこしてはどうかといつて問題提起をして

いるのじやないのですよ。この年金制度そのもの

は、年金審議会の答申を受けて、確かに時代の流

れに即したようなそいう方向性を持っておると

私は考えますから、したがつて過去三年といふ

ものに沿つておると思うのです。これは大いに

少なくとも理論的根拠は何もないということであ

りますから、そなりますと、やはり年金法の趣

旨に沿つても、あるいは審議会の答申の趣旨から

いつても、そういうものはしかるべき時期に、可

能的すみやかにがいいでしようけれども、とにかく

やはり見直しをして、必ずしも過去三年平均と

いうものに固執しないといふ、そういう見直しを考へておるというになるのかどうか。そうであればありますと、これは非常にちぐはぐになるのであります。そこで改善といつたてまえになりますよ。

○政府委員(吉瀬維哉君) 「理事町村金五君退席、委員長着席」

こつちでは非常にりつぱなことをやりましたと

ころいつておきながら、片方ではどうも現状に固

執し過ぎてちぐはぐの違和感が生ずるわけであり

ますから、これを一致させてもらえばいいわけで

すよ。

○政府委員(吉瀬維哉君) 先ほど中村委員の御質

問、十分にお答えしなかつたので恐縮なんござ

りますが、理論的根拠はないと申し上げましたの

は、三年といふ三といふ数字に、特に三がいい

か、四がいいか、五がいいかといふわざと論

拠はない。ただ最近の報酬水準を取り上げるとす

ると、三といふことだといふことで、申し上げた

わけであります。なおいま御指摘のありましたと

おり、全体の将来の年金制度の改善、検討とい

うものは議論の対象になり得るものだと、こう

は賦課制度だと、そういうふうな大きな問題が

提起されておりますけれども、最終報酬の水準と

いうものは議論の対象になり得るものだと、こう

は、公務員給与の改定は五月から、これは附帯決議は

つきましたけれども、五月からになつた。八月半

ばの答申、十二月ぎりぎりにやつときますとい

う、そういうことはどうなんだろうといふあれに

対しては、これは前向きに検討しなければならな

いけれども、少なくとも国会段階では、これは改

正案を出して、国会でお前さんたちが早くこれを

上げてくれるに幾らか早くなるんだといふ、そ

うおしゃりを受けたわけですね。

○中村利次君 それで最後に、これはこの委員

考へております。

○國務大臣(山中貞則君) 先ほどちょっと答弁し

ましたように、ことしの十月実施でありますと四

十五年の公務員給与と物価をとりますから、した

がつてまあ大蔵省に予算作業を開始いたしますの

が、四十六年の八月の三十一日で締め切るという

ような作業の過程から見ますと、なかなかそれを

が、これはひとつ大臣から最後に御指摘をいただ

いて、私の質疑を終わります。

○國務大臣(山中貞則君) 先ほどちょっと答弁し

ましたように、ことしの十月実施でありますと四

十五年の公務員給与と物価をとりますから、した

がつてまあ大蔵省に予算作業を開始いたしますの

が、四十六年の八月の三十一日で締め切るとい

うような作業の過程から見ますと、なかなかそれを

が、これはひとつ大臣から最後に御指摘をいただ

いて、私の質疑を終わります。

○中村利次君 それで最後に、これはこの委員

考へております。

○中村利次君 それでは最後に、これはこの委員

考へております。

<

るべきものとしてそのような作業を統ければ、この一年六ヶ月のうちの六ヶ月は短縮し得るものである、そういうふうには考えております。したがって、そちらのところはやはり具体的にできるかできないか、そういう問題も含めて、あり得べき姿に、すなわち一年半おくれとか一年おくれとかということを少しでも現実に近づけるための努力というものは、これは怠りなく努力してまいりたいと考えます。

りたいと思います。

第一に総務長官にお聞きをしますが、最近政府から白書というものがたくさん出ます。私の手元で見ますといふと大体二十七種類ぐらい出るようになりますが、その中で、法律等に根拠を置いてどうしても出さなきやならぬといふものと、そうでなく、便宜的に報告の形を白書といふことにして出すものとあるようではあります。一体この白書というのは何なのか、どういう趣旨で政府がこれが出されるか、それをお聞きをしたいと思うんです。

○國務大臣（山中貞則君） これはどうも私だけの答弁で政府の答弁とするにはたいへんむずかしい問題ですが、まあしかし、白書というものは戦後のスタイルでありますから、大体法律の中で、国会对して当該年度とつた措置並びに次年度とくらうとする措置等について報告をせよといふような法律上の要請、根拠によつて出されているものが大部分であります。またそれは、単に配付にとどめるもの、あるいは院の慣例によつてそれを本会議場で文字どおり概要を報告して、その白書に基づいて場合によつては質疑等が行なわれる等いろいろ軽重の度合いがあるようではありますが、法律によらざるものでも、やはり国会といふものは一般国民よりも優先的にあらゆる資料といふものを提供すべき立場にある。三権の立法の府でありますから、政府としては国会を優先的に考えた白書に——まあ白書と言つていいかどうかわからない

○山崎昇君 私がこの問題を聞きますのは、いま私のところに大蔵省の印刷局で出している白書の話という印刷物があります。これを読んでみますと、二十七種類あって、そのうち法律に根柢のあるのが約十種類、十七種類は言々ならば任意と言いますか、そういうことになつてゐる。それはいいとして、私はこの白書というものの性格はこう理解するのだが、間違はあるかないか、長官のひとつ見解を聞きたいと思います。

それは、まず現状分析が行なわれておる。その現状分析の中には、過去の政府のとつた政策等織りませながら現状について述べる。それから第二は、いま問題になつている点は何なのか。ことはいを縮めて言えば、問題点の整理がなされている。第三点目は、将来の政策と言いますか、この現状分析と問題整理とを前提にして、政府としては将来こういうふうに向かっていくのがいいのではないかといふ、こういう政策が述べられてるのでないだらうか、私はいろいろなものを読んで見てそう感じるのですが、それに間違いありませんか。そのほかにもいろいろあると思いますが、要約すればそういう内容なんじやないかと思うのですが、どうですか。

○國務大臣(山中貞則君) 白書全体私の所管とうわけでもありませんので、間違いがあつたら許していただきたいのですが、大体私の承知している範囲では、白書の様式といふものはそういう一定のパターンに従つてとられておるようあります。しかし、私自身が目を通します白書の中で、たゞつた措置と、問題点と、これからとらんとする措置等について、予算措置等が中心で――総理府は各省庁の予算に盛られたものすらつと列挙す

私は、ちょっととこれは今後の問題として研究したいと思うのですが、白書の様式で、そのような措置をとつたけれどもこれはうまくいかなかつたというような点などはあまりないのです。実は、私も在任期間が相当長かつたわけですから、自分でこういう新しい何かつくろうというところまでのものまでは持ち出し得なかつたのであります。ですが、政治家の一人として、今後その点は問題点だなあということは考えております。

○山崎昇君 私がこれを聞いているのは、私のさつき述べた三点が大筋で間違いないということになれば、政府はこれを出すについては閣議決定で出しているわけですから、したがつて、将来の政策もある程度含めて閣議決定が行なわれて国民に示したとすれば、当然政府はこの白書に拘束をされるのじゃないか。拘束ということはが妥当かどうか、必ずしも正確な用語でありませんけれども、しかし、国民に示したからには、その政策に基づいて政府は将来の政策というものを進めていかなければならぬのではないだろうか、こう考えるわけです。

そこで、白書の一般的な性格についていま聞いているわけなんですが、そういうことが正しいとすれば、これから論じようとする。たとえば年金の問題につきましても、厚生白書ではかなりいろいろなことが述べられておる。特に特徴的なのは、昭和四十三年以降の毎年の厚生白書、これを見ますといふとかなりなことが述べられておりまして、特に四十四年の厚生白書は異色だといわれております。この中では、将来やはり年金のスライド制といふるものやらなければならぬのだ、という意味のことが強く書かれております。

こう考えますと、私は白書全体の性格は冒頭に申し上げましたけれども、特に政府のところとすることの福社政策優先の政策から言つても、この厚生白書に盛られておる年金のスライド制というものは重要視をしなければならぬのではないか。白書一般の性格から言つても、政府が現状分析をして、

そうして問題点の整理をして、将来こういったことをやるのですという、こういうことが盛られたとすれば、当然恩給・年金と関連をして、この厚生白書に盛られておる年金のスライド制というのを実現をしなければならぬ政府の私は責任があるんではなかろうか。こう思うのですから、ます一般論として白書を聞いたんですが、この年金のスライド制をうたつた特に厚生白書について、厚生省が来ておられれば見解を聞いておきたいと思う。どう考えるのか。

○政府委員(北川力夫君)　ただいまお話のございましたように、厚生白書で、昨年、老齢者問題をとらえつづりうサブタイトルのもとに、特に最近問題になつております高齢者社会問題、老人問題にアクセントをつけまして、アニメアルレポートとしての白書を出したよな次第でござります。その中で、御指摘のようにスライド制の問題は、今後の年金を考えます場合に、特に現在のような変動の激しい時代には年金として欠くことができない大きなファクターである、このように私どもも考えております。私どもが所管いたしております厚生年金あるいは国民年金につきましては、すでに先生も御承知のように、先般の四十四年改定で、いわゆる二万円年金ということで一応水準といたしましては国際水準に達するだけの改正をしたわけでございますが、通常のベースでありますと、法律の規定にもございますように、大体五年目ごとの財政再計算期に合わせまして相当がかりな改正をやつてまいつたわけであります。しかしながら、白書との関連もございますが、最近の非常に激しい変動を踏まえまして、特に厚生年金の次の財政再計算期は四十九年でございますけれども、昨年の十一月から緊急暫定的な措置として、従来の例にとらわれることなく、とりあえず一〇%の年金額の改善をやつたわけでございます。このようなことをいたしまして、ある意味におきましては政策スライド的な改定をしたわけでございますが、今度の国会におきましても、現に参議院のほうで御審議いただいておりま

す国民年金法の一部改正におきまして、拠出制の障害、母子等につきましては昨年の厚生年金の例にならつて一〇%の改善措置をお願い申し上げております。今後とも年金問題の重要なことは、やはり年金額の水準を引き上げることとそれがらの実質価値を維持するということ、またそのためには長期的にどのような考え方で負担増をはらうと存じます。そういう意味合いで、私どもはできますれば明年度に、厚生年金につきましては四十九年に予定されている財政再計算を繰り上げて計算をいたしまして、また国民年金につきましては五十年でござりますけれども、これも四十九年度に繰り上げることを目ざして、全般的な制度の相当大がかりな大きな改正をしたいと思っておるような次第でございます。そいつた意味合いで、今後ともスライド問題には、その中の重要な一環として、いわゆる実質価値の維持という意味で取り組んでまいる所存でございますけれども、何ぶんにもスライド問題はいろいろ問題点がたくさんございまして、完全な自動スライドでいくのか、あるいはまた政策的なスライドでいくのか。さらにもまたスライドの指標をいたしましても、物価がいいのか、賃金がいいのか、さらにまた生活水準がいいのかといったふうな議論、それから、いま申し上げました非常に将来膨大化を予想されます費用負担というような問題もございますから、単に年金制度だけの問題ではなくて経済全体に及ぼす大きな影響もござりますから、そういう点を踏まえまして現在も私どもも検討いたしておりますし、また関係の審議会である社会保険審議会あるいは国民年金審議会等におきまして、相当長い期間にわたって全体的な制度の改正の一環として慎重なかつて御熱心ないま検討を願つておるような実情でございます。

で昭和四十四年に取り上げている。昭和四十五年、四十六年の白書ずっと見ますと逐次年金のスライド制ということに向かってきておると私は思う。ところが、この問題は厚生年金あるいは国民年金ばかりでありませんで、いま議論されております共済年金ももちろん中に入らなければなりません。そうしますと、これを担当する大蔵省並びに関連して恩給もそうですですが、そういう意味で関連する総務長官として、この年金のスライド制についてはいま厚生省で一步進めているようですがあります。一体どうなるのか、この点ひとつ総務長官と大蔵省から聞いておきたい。

○國務大臣（山中貞則君）すでに恩給としては、一応スライド制とは言つておりますし、法制化しておりますが、実質そのような予算編成が行なえるような仕組みをつくっております。その結果、法律を国会にお願いしておりますし、私はやはり厚生省あたりが先頭切って飛び出していくといふことは、その牽引車としての立場は厚生省あたりの特徴ある役所としての当然の仕事だらうと思います。したがつて、私どものほうで進めていける公的年金調整連絡会議、こういうようなところで厚生省はその実現のための数年来の調査を経た上で一定の方式を導入する結論を出す、こういうことでありますれば、これはおそらく他の制度に、しからばどのようにこれを及ぼすべきであるか、あるいは他の制度から考へると、その厚生省の検討した結論に達した案というものはちょっと問題があつてのみにくいものなのか、これは大蔵省も含めての議論になると思いますが、諸外国のスライド制等も、イギリス、西独、あるいはアメリカ、それぞれ特徴があるようであります。したがつて、わが国で採用いたします場合の諸外国の検討等も当然最終的な採用の場合には、検討した後やらなければなりませんが、私は厚生省が恩給としてはすでに先発したと思っておりますし、その次に——厚生省がスタートを切るということにおいて当然歓迎していくことだというふうに考えております。

○政府委員(吉瀬維哉君) ただいま総務長官の御答弁がありましたとおりであります。私どもは厚生省においての議論の結果を十分見守りながら、こちらのほうの共済制度の審議会あるいは公的年金制度の調整連絡会議等におきまして、種々問題ござりますけれども、十分検討を続けていかたい、こう考えております。

○山崎昇君 重ねて大蔵省に聞きますが、第六十四国会の際に、本会議で、当時の福田大蔵大臣は、わが党の戸田議員の質問に答えて、年金のスライドよりも物価を抑えることが先である、このようないい簡単な言葉は答弁をされまして、年金のスライドについてきわめて消極的な態度をとったのです。したがつて、私がいまお聞きしたいと思うのは、厚生省は少しだけ先を進んでいるように思ふ。総務長官は、厚生省は索引軍となつてやつてもらいたい、すでに恩給は実質的な年金スライドのよき方向に向かつてゐる、そこで年金についてもできるならばやつていただきたいという趣旨の答弁のようであります。一番ガンは大蔵省なんですね。そこで、きよよしは大蔵大臣いませんから私は聞くことができませんが、大蔵省はどういう態度をとるのでですか。単に公的年金制度調整連絡会議なんというのは、もうこれがてきて五年経つて何も進んでいないのですね。あなたはここへ出てきても責任ある答弁をできぬかも知れぬし、少なくとも大蔵省が消極的であることは間違ひないと思ふ。もつと積極的な態度をとりますか。その点、きよよしあなたしかきておりませんから、ひとつ責任ある答弁をといつても無理かも知れませんが、少なくとも前向きの答弁をしてもらいたい。どうですか。

○政府委員(吉瀬維哉君) 一般的にスライド制となるといふ問題につきましては、なおそれに関連いたしまして財政的見地からも検討すべきものも多々あると存じます。これは繰り返すようになりますが、これはおととの段階におきまして、物価を押さえるのが先というような大臣答弁があつたそうでございますが、それと同時に、私どもこの

三、四年間恩給が実質的に毎年改定されるという面を踏まえまして、共済制度につきましても所要の改定を行なってきてるわけでございます。なお、去年からことしにかけまして、先ほど申し上げました調整連絡会議におきましても、一つの大変な事項としてスライド制を取り上げておるわけござります。私どもそれを前向きとかうろ向きとかいろいろなことばはございますが、できるだけ早期に検討を進めるという方針でおることには間違ひございません。

○山崎昇君 そこで、きょう大臣がおりませんからなかなか政策についてあなたから答弁を聞くのは困難だと思うんで、私のほうもなかなか質問やりにくいくんです、正直なこと言つて。しかしいずれにしても、いま申し上げたように、大蔵省の態度といふものはきわめて消極的だと私は感じておるわけです。少なくとも今後はそういう態度を放てきをしてもらわなければなりません。特にいま政府のとつている政策そのものが福祉優先政策と、こういうんですから、その限りにおいては、一番いま福祉の中でもおくれているといわれる老人対策、その中でも所得政策といふのは重要なですから、その点はひとつ十分配慮してもらいたいと、こう思ふんです。

そこで総務長官に重ねてお聞きしますが、あなたは前に、この委員会だつたと思いますが、いまの公的年金制度調整連絡会議では事務的な段階で行き詰まっているから、その上に位するよくな何か会議を設けて検討しなきゃならぬであろう。こういう答弁をされたことを覚えておるわけなんですが、その後、じやそういうあなたの答弁についてどういう考え方が出されて、行なわれたのか、何もやつてなかつたのか、その点についてあなたから聞いておきたいと思います。

○國務大臣（山中貞則君） その上となりますと、結局は関係閣僚の協議会みたいなことをやらなきやならぬと思うんですが、事務段階で、やはりまだ四つのブロック制の検討は、これは行き詰まつておりますても打開のための努力をしておりま

すし、目標はスライド制の導入可能な方向への検討を進めていますから、その事務段階で詰まらない時点において閣僚同士が話をしても、これは実際上それぞれの事務当局が上に問題点を上げ、それぞれの所管省の大臣は自分たちの役所から見た問題点を繰り返すだけであるということになると思いましたので、したがって現時点では、その上の段階の会合といえども閣僚会議であります、そこまではやっておりません。したがつてこの問題は、現在の四つのブロックに分けた検討、そして予算編成等にあたつて厚生省等が持ち出すとすれば、厚生省は厚生省なりの具体的な最善の案というものを出すと思いますので、そういう場合においては、そういう案を厚生省の段階において結論を得るとするならば、それをさらにその連絡会議にかけて、それを一步前進の案として入れるか、そのような検討に当然入っていくだらうと思ひます。

○山崎昇君 ちょっと人事院に聞いておきます

が、人事院も公的年金制度調整連絡会議のメン

バーに入っていますね。そこで私は毎度毎度聞

くわけなんですが、この国家公務員法の百八条に

らない、そしてその意見といふものを述べること

になつておるんだが、一体どういう検討をされ

て、またこの公的年金制度連絡調整会議の中にお

いてはどの程度のあなた方の意見を述べられてお

るのか、現状についてひとつ御説明願いたい。

○政府委員(尾崎朝夷君) 公務員法の中に、百七

条、百八条といつてしまして、退職年金に関する条

項がござりますことは御指摘のとおりでございま

す。で、私どもとしましては、退職給与の問題と

いたしまして、現在退職年金、退職手当といふよ

うな二つの給与がござりますけれども、それに対

しまして総合的に検討するというたてまで考え

ております。最近のように国家公務員の年齢構成

が非常に高まりまして、退職給与といふ問題につ

いてのいろんな要望が非常に高まつてきておりま

して、したがいまして、一方におきましては現

在の公務員のやめ方と申しますか、現在何等級何

号俸ぐらいの形でやめているか、で、その

場合何歳くらい、したがつて平均余命がどの程度

であるかといったようなそういう実態について調

査を片方では行ないながら、他面におきましては

あるかといつたようなそういう問題でござ

いますので、そのやはりスライドの問題といふこ

とが検討の当面の課題にどうしてもなります。

で、もちろんそのスライド問題といたしましても、

物価にスライドするか、いろいろなスライドの方

式そのものがやっぱり問題でございまして、現在

いうスライド方式でいくかという点が、技術的に

いうふうなスライド方式でどちらも基準の立て方が違つ

ておるんです。これは御承知のとおりであります

から、同じ労働に従事しておりながら、あるいは國

家公務員の中にもあっても基準の立て方が違つ

ておるんです。これは御承知のとおりであります

から、大蔵官僚がこまかいことまで

干渉するのであれば、山中總務長官がいかに閣僚

協議会等で御検討になつても私は実現できないと

思ひます。その点は、私がいま指摘した問題等につい

て具体的に検討なさいますか、これを伺いたい。

○足鹿覺君 関連。

大蔵省に一、二伺いますが、先日農林漁業団体

職員共済組合法等の一部を改正する法律案が本院

で議決をされました。衆議院の修正どおりであり

ます。その際附帯決議が満場一致で五項目について

おります。先ほど山崎委員からお尋ねがありました

が、たとえば厚生年金の場合は、この農林年金の改定

に準じて整理資源の補助金をもらひながら、私学

財團から別に整理資源をもらつておることは御存

じでしようね。そういうふうに、いわゆる自動的

に進んでいきながら、二つの団体は同じ法律に基

づいて、同様の趣旨に基づいて進んでおきなが

ら、一方においては別な一種の援助機関があつて、

それが整理資源の充足に充てられる。したがつて

掛け金が低率で済む。こういうふうに見ますと、

補助率がアンバランスであり、また整理資源の補

助対策がまちまちであり、特に本年の農林年金の

法の改正を見ますと、資金運用の面について國の

再検討をするに、こういう考え方で現在御検討

をされており、閣僚協議会等も今後長官のお話に

あります。昭和四八年度に厚生年金制度を抜本的

に改定されました。衆議院の修正どおりであり

ます。その際附帯決議が満場一致で五項目について

おります。先ほど山崎委員からお尋ねがありました

が、たとえば厚生年金の場合は、この農林年金の改定

に準じて整理資源の補助金をもらひながら、私学

財團から別に整理資源をもらつておることは御存

じでしようね。そういうふうに、いわゆる自動的

に進んでいきながら、二つの団体は同じ法律に基

づいて、同様の趣旨に基づいて進んでおきなが

ら、一方においては別な一種の援助機関があつて、

それが整理資源の充足に充てられる。したがつて

掛け金が低率で済む。こういうふうに見ますと、

補助率がアンバランスであり、また整理資源の補

助対策がまちまちであり、特に本年の農林年金の

法の改正を見ますと、資金運用の面について國の

再検討をするに、こういう考え方で現在御検討

をされており、閣僚協議会等も今後長官のお話に

あります。昭和四八年度に厚生年金制度を抜本的

に改定されました。衆議院の修正どおりであり

ます。その際附帯決議が満場一致で五項目について

おります。先ほど山崎委員からお尋ねがありました

が、たとえば厚生年金の場合は、この農林年金の改定

に準じて整理資源の補助金をもらひながら、私学

財團から別に整理資源をもらつておることは御存

じでしようね。そういうふうに、いわゆる自動的

に進んでいきながら、二つの団体は同じ法律に基

づいて、同様の趣旨に基づいて進んでおきなが

ら、一方においては別な一種の援助機関があつて、

それが整理資源の充足に充てられる。したがつて

掛け金が低率で済む。こういうふうに見ますと、

補助率がアンバランスであり、また整理資源の補

助対策がまちまちであり、特に本年の農林年金の

法の改正を見ますと、資金運用の面について國の

再検討をするに、こういう考え方で現在御検討

をされており、閣僚協議会等も今後長官のお話に

あります。昭和四八年度に厚生年金制度を抜本的

に改定されました。衆議院の修正どおりであり

ます。その際附帯決議が満場一致で五項目について

おります。先ほど山崎委員からお尋ねがありました

が、たとえば厚生年金の場合は、この農林年金の改定

に準じて整理資源の補助金をもらひながら、私学

財團から別に整理資源をもらつておることは御存

じでしようね。そういうふうに、いわゆる自動的

に進んでいきながら、二つの団体は同じ法律に基

づいて、同様の趣旨に基づいて進んでおきなが

ら、一方においては別な一種の援助機関があつて、

それが整理資源の充足に充てられる。したがつて

掛け金が低率で済む。こういうふうに見ますと、

補助率がアンバランスであり、また整理資源の補

助対策がまちまちであり、特に本年の農林年金の

法の改正を見ますと、資金運用の面について國の

再検討をするに、こういう考え方で現在御検討

をされており、閣僚協議会等も今後長官のお話に

あります。昭和四八年度に厚生年金制度を抜本的

に改定されました。衆議院の修正どおりであり

ます。その際附帯決議が満場一致で五項目について

おります。先ほど山崎委員からお尋ねがありました

が、たとえば厚生年金の場合は、この農林年金の改定

に準じて整理資源の補助金をもらひながら、私学

財團から別に整理資源をもらつておることは御存

じでしようね。そういうふうに、いわゆる自動的

に進んでいきながら、二つの団体は同じ法律に基

づいて、同様の趣旨に基づいて進んでおきなが

ら、一方においては別な一種の援助機関があつて、

それが整理資源の充足に充てられる。したがつて

掛け金が低率で済む。こういうふうに見ますと、

補助率がアンバランスであり、また整理資源の補

助対策がまちまちであり、特に本年の農林年金の

法の改正を見ますと、資金運用の面について國の

再検討をするに、こういう考え方で現在御検討

をされており、閣僚協議会等も今後長官のお話に

あります。昭和四八年度に厚生年金制度を抜本的

に改定されました。衆議院の修正どおりであり

ます。その際附帯決議が満場一致で五項目について

おります。先ほど山崎委員からお尋ねがありました

が、たとえば厚生年金の場合は、この農林年金の改定

に準じて整理資源の補助金をもらひながら、私学

財團から別に整理資源をもらつておることは御存

じでしようね。そういうふうに、いわゆる自動的

に進んでいきながら、二つの団体は同じ法律に基

づいて、同様の趣旨に基づいて進んでおきなが

ら、一方においては別な一種の援助機関があつて、

それが整理資源の充足に充てられる。したがつて

掛け金が低率で済む。こういうふうに見ますと、

補助率がアンバランスであり、また整理資源の補

助対策がまちまちであり、特に本年の農林年金の

法の改正を見ますと、資金運用の面について國の

再検討をするに、こういう考え方で現在御検討

をされており、閣僚協議会等も今後長官のお話に

あります。昭和四八年度に厚生年金制度を抜本的

に改定されました。衆議院の修正どおりであり

ます。その際附帯決議が満場一致で五項目について

おります。先ほど山崎委員からお尋ねがありました

が、たとえば厚生年金の場合は、この農林年金の改定

に準じて整理資源の補助金をもらひながら、私学

財團から別に整理資源をもらつておることは御存

じでしようね。そういうふうに、いわゆる自動的

に進んでいきながら、二つの団体は同じ法律に基

づいて、同様の趣旨に基づいて進んでおきなが

ら、一方においては別な一種の援助機関があつて、

それが整理資源の充足に充てられる。したがつて

掛け金が低率で済む。こういうふうに見ますと、

補助率がアンバランスであり、また整理資源の補

助対策がまちまちであり、特に本年の農林年金の

法の改正を見ますと、資金運用の面について國の

再検討をするに、こういう考え方で現在御検討

をされており、閣僚協議会等も今後長官のお話に

あります。昭和四八年度に厚生年金制度を抜本的

に改定されました。衆議院の修正どおりであり

ます。その際附帯決議が満場一致で五項目について

おります。先ほど山崎委員からお尋ねがありました

が、たとえば厚生年金の場合は、この農林年金の改定

に準じて整理資源の補助金をもらひながら、私学

財團から別に整理資源をもらつておることは御存

じでしようね。そういうふうに、いわゆる自動的

に進んでいきながら、二つの団体は同じ法律に基

づいて、同様の趣旨に基づいて進んでおきなが

ら、一方においては別な一種の援助機関があつて、

それが整理資源の充足に充てられる。したがつて

掛け金が低率で済む。こういうふうに見ますと、

補助率がアンバランスであり、また整理資源の補

助対策がまちまちであり、特に本年の農林年金の

法の改正を見ますと、資金運用の面について國の

再検討をするに、こういう考え方で現在御検討

をされており、閣僚協議会等も今後長官のお話に

あります。昭和四八年度に厚生年金制度を抜本的

に改定されました。衆議院の修正どおりであり

ます。その際附帯決議が満場一致で五項目について

おります。先ほど山崎委員からお尋ねがありました

が、たとえば厚生年金の場合は、この農林年金の改定

に準じて整理資源の補助金をもらひながら、私学

財團から別に整理資源をもらつておることは御存

じでしようね。そういうふうに、いわゆる自動的

に進んでいきながら、二つの団体は同じ法律に基

づいて、同様の趣旨に基づいて進んでおきなが

ら、一方においては別な一種の援助機関があつて、

それが整理資源の充足に充てられる。したがつて

掛け金が低率で済む。こういうふうに見ますと、

補助率がアンバランスであり、また整理資源の補

助対策がまちまちであり、特に本年の農林年金の

法の改正を見ますと、資金運用の面について國の

再検討をするに、こういう考え方で現在御検討

をされており、閣僚協議会等も今後長官のお話に

あります。昭和四八年度に厚生年金制度を抜本的

に改定されました。衆議院の修正どおりであり

ます。その際附帯決議が満場一致で五項目について

おります。先ほど山崎委員からお尋ねがありました

ので、ちょっと掛け金率の細密な話になりますと
ちょっと私の手元のあれではお答えできかねるの
でござります、はなはだ恐縮でござりますけれど
も。

○國務大臣（山中貞則君） いま公的年金制度の調査問題であります。これは一番大事な問題ですよ。

○國務大臣(山中貞郎君) いま公的年金制度の調整連絡會議をやっておりますが、現在のところは、検討の重点はスライド制の問題になつておりまます。しかし、農林漁業団体職員共済年金の掛け金率が、国庫負担率が一五%から結果として一六%になつた。この結果としていう意味は、一六%であるべきだという理論でもつて一六%が実現したのではなかつたいきさつは私も知つております。それが今度一八になつても私はそれは理論的な根拠はないと思います。一五か二〇であればまだ根拠があるし、バランスの問題もありますけれども、したがつてそういう意味で、私どもの年金制度の検討の段階でも、私学と農林漁業団体職員のグループは別に一グループとして仕分けしておりますから、ただいま言われたような問題は、今後検討作業の段階で、やはりスライド制の前提として当然検討をその問題もしていかなければならぬことであると思います。

○山崎昇君 どうゆきょうは時間制約されて、はょつといるから困るんですが、あと一、二点だけ聞いてやめたいと思います。

総理府に、恩給について二点ほど聞きたいと思
います。恩給法の五十九条の四にこの所得制限が
あります。いまこの所得制限を受けている者はど
れくらいの人数がおつて、そしてどれくらいの金
額が制限を受けているのか、わかつたらひとつ説
明してもらいたい。

○政府委員(平川幸蔵君) 應用人員は、約三千五
百人であります。で、それによつて節約される予
算は約二億五千万でござります。

○山崎昇君 そこで、重ねてお聞きをしたいんで
すが、これは自治大学の教授なんかやつております
す行政法の田中二郎さんの定義によると、こう

なっています。恩給とは「退職又は死亡」後、本人又は遺族の生活費に充てるために支給される金銭」であつて、「公務員の身分に伴う権利で、給与と請求権の延長」であると、こう述べられています。もしこの定義が大体この行政法の解釈として定着するものであるとすれば、この恩給はあと払い、賃金あと払いになりますね。給与請求権に基づくものだと、こう言うんです。もしそうなれば、この五十八条の四といらものは再検討されなければ、かかるべきではないか。なぜ三千人ばかりの者がこの支給制限を行なわねばならぬのか。私はこの恩給の定義と反してくるのではないのだろうかと思ふんです。そういう意味で、この五十八条の四については検討をされるおつもりがあるかどうか。私が言ふならば、それは削除すべきじゃないかと思うんですが、どうですか。

○政府委員(平川幸藏君) この高額所得制限の問題でございますが、この制度につきましては、実は昨年改正いたしまして、従来は五割まで停止しておつたわけであります。それを本来の制度の二割まで緩和したということでございます。

で、今後どう考えるかということでございますが、実は恩給審議会の答申にも、今後の問題等につきまして示唆している点はござります。そういった点につきましては、今後われわれとしては事務的にいろいろ研究してまいりたい、このようになります。

○山崎昇君 本来の制度の二割とは何ですか。私にはわかららないんです。それから、あなたいま検討すると言うのは、説明のようであるし、そうでないようである。しかし、少なくとも学界の通説というのは、給与の請求権だということになれば、当然、本人はもろん権利がある。そういう意味で、言うならば、この五十八条の四といらのことは、従来五割も削っておつたから、まずいから、二割くらいにあなた方だんだん下げたのだろうと思う。当然、これは私は再検討すべき条文だと思います。どうですね。そういう意味で、いま恩給審議会の答申もあったと、あなたたは言われるが、今後

この問題について、もう少し、具体的にどうされるとか。それは恩給審議会である程度示唆されておりますが、検討する方法といたしましては、二点あります。まず、これは事務的な検討のしかたでござりますが、現在、たとえば、こととして言いますと、二十九万が実は三十二万になつておるわけであります。片一方の恩給外所得が百六十万になつたわけであります。こうう上げ方自体が、やはり現実に即しているかどうかといふ検討のしかたと、率の問題との検討のしかたがあるわけでございます。こういった点につきましては、われわれ事務的に、他の年金等の状態等も考えまして、ひとつ段階的にやつていくかどうか、こういうこともひとつ研究の課題にいたしたい、このように考えておるわけであります。

○山崎昇君 ほんとうはこまかいことを、私はかなり聞きたいと思って来たのだけれども、きようは時間がないようでありますから、やめますが、もう二つほど聞いておきます。

その一つは、増加恩給の中で、特別項症、あるいは第一項症、第二項症等の場合には、特別加給、これは俗に介護手当ともいわれる、あるいは扶養家族加給等も行なわれているのですが、今回の場合に、特別加給が増額されていないよう思ひうのです。どうしてこれがやられなかつたのか。それからもう一点は、この介護手当に相当する特別加給というのは、きわめて私は低額ではないだろうか。現在、三万六千円ぐらいですね。月におおむね三千円ぐらいです。一日百円の介護手当で、この重傷者をどうされようとするのか。もう少し私は真剣に考へるべきだと思うのだが、時間がありませんから、その一点ひとつ聞く。

それからもう一つは、扶養家族加給が少し増額になつた。これを見ますと、千七百円ぐらいいに上げたようありますね。これはどうも、

私の勘でありますけれども、公務員の扶養家族手当に見習つてただ上げた程度であつて、別段あなた方がそう考へてこれをやつたものじゃないんぢやないだらうか。こう考へるのですが、なぜ、この扶養家族加給がこんなに低いのか。この点もあわせてひとつ御答弁願いたいと思います。

○政府委員(平川幸藏君) まず、介護手当でござりますが、これは年額三万六千円、月三千円でございます。この趣旨は、二項症以上の重症者に対しまして、実際上この額でもつて介護人を完全に雇用できるという額ではないことはわかつておりますが、できるだけ重症者には何とか待遇をしたいといふ一つの発想から、戦後できた制度でございまして、実はそういう意味における介護手当でござりますから、ほかの年金にはない制度でございます。これにつきましては、他の年金に制度がございませんから、本年は実は上げていませんが、扶養加給につきましては、先生がいま言われましたように、公務員給与に合わせたわけでござります。千二百円、妻加給は、公務員給与に合わせたということをごぞいます。が、ただ、加給全体について言えることは、たとえば恩給の場合には、子供の場合には扶養加給がつきますけれども、公務員給与の場合には十八歳以下でないときませんが、恩給の場合には未成年の子につきますから、二十未満にはつきます。それから、たとえば父母に対しても、その一人につきましては六百円給するというように、恩給制度の制度を実は導入しておるわけをごぞいますし、必ずしも、適用のしかたについては公務員給与そのまま適用しておるわけではございません。

○山崎昇君 や、そうじやないじやないですか。第一子は七千二百円ですね、普通六百円でしょ。第二子は四千八百円一四百円でしょ。公務員と同じじやないですか。今度、妻の場合千七百円に上げたといふ、必ずしも一致しませんなんて、どこからあんた出ますか。ですから、それが私はやっぱりもう少し増加恩給の性格から考えて、そして重症者のことをこれは考へてやつて

いるわけでありますから、当然、もつとこれは考えるべきだし、それから介護手当、なるほどほかのものにはありません。しかし、なぜこれは設けられたかと言えば、特別項症なり、第一項症なり、第二項症なり、きわめて重症者の介護をしなければならぬからこういうものを設けたのでしょう。これだけ物価が上がって、これだけ窮屈になつてきているのに、これだけ据え置くという法は私はないと思う。一日百円でどうやってあんたやれますか。単に名目だけつけおけばいいといふものではないと思う。そういう意味では、大蔵省で削られたのか、あんたのほうでやらなかつたのかどうか知りませんが、大蔵省、こういうのはどうしますか。今後総理府であなたのところへいつたとき、あなたのほうでは考えますか。聞いておきたいと思います。

○政府委員(吉瀬維哉君) 総理府から要求がございましたら、その内容をつぶさに検討いたしました。

○山崎昇君 総理府どうしますか。

○政府委員(平川幸藏君) 今後よく、十分検討いたします。

○山崎昇君 十分検討つて、あんた、いま言つただけで、一日百円の介護でどうしますか、あんた。私はほんとうにきょうは残念なんだ。もう今度の恩給、かなり改善はされておりますが、こまかなることを言つたらもうたくさんありますわ。これはいすれまた別な機会にやるといったとして、この重症者の扱いだけは、やっぱり、法はいますぐ変えるということも困難でしょうけれども、少なくとも来年度予算等の場合には十分考えてもらいたいということを述べて、私の質問を終わつておきます。

○岩間正男君 時間があまりないようです。ことに国会のいまの情勢の中で、私の立場からは、あんまり時間をとつていられませんので、簡単に基本的な二、三點、これはお伺いしたいと思う。非常に端的にこれは質問をしますから……。山中長官にお答え願いたいのですが、現

いるわけでありますから、当然、もつとこれは考えるべきだし、それから介護手当、なるほどほかのものにはありません。しかし、なぜこれは設けられたかと言えば、特別項症なり、第一項症なり、第二項症なり、きわめて重症者の介護をしなければならぬからこういうものを設けたのでしょう。これだけ物価が上がって、これだけ窮屈になつてきているのに、これだけ据え置くという法は私はないと思う。一日百円でどうやってあんたやれますか。単に名目だけつけおけばいいといふものではないと思う。そういう意味では、大蔵省で削られたのか、あんたのほうでやらなかつたのかどうか知りませんが、大蔵省、こういうのはどうしますか。今後総理府であなたのところへいつたとき、あなたのほうでは考えますか。聞いておきたいと思います。

○政府委員(吉瀬維哉君) 総理府から要求がございましたら、その内容をつぶさに検討いたしました。

○山崎昇君 総理府どうしますか。

○政府委員(平川幸藏君) 今後よく、十分検討いたします。

○山崎昇君 十分検討つて、あんた、いま言つただけで、一日百円の介護でどうしますか、あんた。私はほんとうにきょうは残念なんだ。もう今度の恩給、かなり改善はされておりますが、こまかなることを言つたらもうたくさんありますわ。これはいすれまた別な機会にやるといったとして、この重症者の扱いだけは、やっぱり、法はいますぐ変えるということも困難でしょうけれども、少なくとも来年度予算等の場合には十分考えてもらいたいということを述べて、私の質問を終わつておきます。

○岩間正男君 時間があまりないようです。ことに国会のいまの情勢の中で、私の立場からは、あんまり時間をとつていられませんので、簡単に基本的な二、三點、これはお伺いしたいと思う。非常に端的にこれは質問をしますから……。山中長官にお答え願いたいのですが、現

在の憲法の精神からいって、恩給法ですね、特に軍人恩給の規定、その中に特に階級制度がそのまま残っている。そうして格差支給が原則とされています。こういういわば上に厚く下に薄いというような、これはまあだいぶ格差は手直しされておりますけれども、依然として、しかし、それは残つておる。こういうよろな制度というのは、これは憲法の精神から考えてどう考えておられますか。

○國務大臣(山中貞則君) 軍人恩給の場合には、月給はすなわち階級といふことに結びつくものでありますから、そういう意見もあると思いますが、一般的の公務員の場合でありますと、やはり退職時の俸給は、その人のやはり職階といふものによって給与をせられていましたから、すべてが同一価格で、同一金額でなければならないといふことは、ちょっと私は無理かと思います。そこまでのところは、しかし、やはり日本はいくさに負けた結果、新しい恩給法等で軍人恩給を復活させたわけでありますから、それなりの敗戦国家としての反省の上に立つて、権利としての支給は認められるけれども、しかし、それに対しては、今回も佐官以上は一号俸であつても、兵の階級は三号俸といふふうに、いろいろと、今までずっと経過的に上薄下厚という改善措置を講じてきておるの、は、ただいまお話しになつたような点を考慮したことあります。したがつて、今後もそういう姿勢は貫いていきたいと考えます。

○岩間正男君 この侵略戦争の犠牲者、ことに軍人にきているわけです。ことに、非常に下級の軍人にきているわけで、これを救済するというの人は、これは当然のこととしてわれわれも主張しているわけです。しかし、やはり憲法の精神から、理想としてはそぞりますが、現在の恩給法の運営に遺憾なきを期して配慮をしていきたいと、そのように現時点においてはお答えをいたします。

○岩間正男君 まあ基本的には社会制度そのものが非常に貧弱だという、そこから起つてくるのですね。そうして、結局その分配において非常に差別的なものを持つていなければならぬ。ことに下級の軍人についてはその犠牲が非常に大きい。私もこれは肉親に何人もいますよ。三人ぐらいいやつぱり犠牲者を持っているんだから、知つてます。そして、わりに上級の者もいる。そういう者の差別のところとこれは見えていいわけですね。そういう点から、われわれは当然この恩給法、いわば戦争時代の後遺症みたいなものが残っている。これは軍人恩給という形でやはり残っているわけですね。こういう形は、これは真に社会保障の立場に立てば、望ましい姿だといふふうには考えられないと思うんですね。したがつて、われわれは、当然これは原爆被害者をはじめに依然として軍人の階級制というものがまだ存続

侵略戦争による犠牲者がたくさんいるわけです。これを救済する立場から、当然総合的な社会保障制度を確立する、その上に立つて基本的にこの問題の解決をはかる、これは当然憲法の精神からなればならない大きな改革だというふうに考えておるわけですが、この点に近づくという方向じゃないですね。依然としてそれは残しておく、いままでのこの軍のそういう階級的な差別というのは残していく、そういう形というのは非常にやはり残しまして、そういう態度とは考えられないと思ふんですが、基本的にこれは長官どう考えますか。

○國務大臣(山中貞則君) 社会保障制度が徹底をいたしますすれば、日本はこれから軍というものは二度といわゆる外國に影響を与える意味の存在として持ち得ないということになりますから、そういう社会保障の完備した体制であれば、あるいはこの恩給制度といふものが全部それに吸収されいくといふことも理想としては私は考えています。そこは、ちょっと私は無理かと思います。そこは、やはり日本はいくさに負った結果、新しい恩給法等で軍人恩給を復活させたわけでありますから、それなりの敗戦国家としての反省の上に立つて、権利としての支給は認められるけれども、しかし、それに対しては、今回も佐官以上は一号俸であつても、兵の階級は三号俸といふふうに、いろいろと、今までずっと経過的に上薄下厚という改善措置を講じてきておるの、は、ただいまお話しになつたような点を考慮したことあります。したがつて、今後もそういう姿勢は貫いていきたいと考えます。

○國務大臣(山中貞則君) まあ今後の政策の指向する方向としての御議論でありますから、私もそういうふうに相づちを打つてるのであります。しかし恩給といふものは消滅させて社会保障制度の中に移つていくべきだということを言われますと、私は、社会保障といふもの、恩給受給者が新たなる権利を持って法律の中に入つてくるという者はもういないわけでありますので、私たちとしては、御指摘のような点は十分戒心しながら、理想としてはそぞりますが、現在の恩給法の運営に遺憾なきを期して配慮をしていきたいと、そのように現時点においてはお答えをいたします。

○岩間正男君 まあ基本的には社会制度そのものが非常に貧弱だという、そこから起つてくるのですね。そうして、結局その分配において非常に差別的なものを持つていなければならぬ。ことに下級の軍人についてはその犠牲が非常に大きい。私もこれは肉親に何人もいますよ。三人ぐらいいやつぱり犠牲者を持っているんだから、知つてます。そして、わりに上級の者もいる。そういうものが権利として國家から給付を受けるものとは性格的に違うと思います。金額が多い少ないは別にして、やはり恩給は国が給する義務を持ち、受給者はそれを受ける権利を持つということの上に権利はそれを受ける権利を持つといふことの上に成り立つておる給付でありますから、当人の責めに帰すべき場合、歸すべきでない場合等も含めて、ある意味の人生の落後者といふような人たちをまず救い上げなければならぬ社会保障制度といふものと一緒にしていくということは、その意味において性格上は私はやはり判然とすべき事柄であろう、そう思つております。将来しかし恩給といふものは、もうほとんど人は減つていくだけありますから、三百万近く残つておるとして、これはさらに新しい受給権者が生まれるわけではありませんと、そういうことを先ほど申し上げまし

たので、基本的には別段そし私は異を唱えているつもありはございません。

○岩間正男君 その点の論議はこんな時間では実際はできないわけです。もちろん若いときのいろいろ尽くしたそういうものに対する補償のことは社会保障の中で十分にこれは補償されなければならない、そういう体制になつてくれば、そんなないまのような議論は成り立たないわけございますが、そういう点で基本的な態度はこれは明確にしておく必要がある。いまのそういう議論には必ずしもこれは同調できないですが、まあ時間の関係からおいておきますが、今度の改正は一番下級の軍人の、あるいは遺族、こういうところの改正が非常に重点的に行なわれている、こういう点ではわれわれは反対する理由はないわけです、部分的に改定になりますけれども。しかし基本的には、軍人恩給の場合に対してわれわれは反対の態度をとつてきた。わが党は今度この法案に対して棄権の態度をとる。それは何かといたと、基本的にはこれは反対、しかし今度の改定の部分については反対すべき理由がない、これに対して棄権の立場をとつておる、そういう点は明確にしておきた。共産党はこの前反対しておつたんだが、今度棄権というのはどういうわけだ、これをやっぱり明らかにしなければ、われわれの政治責任といふものは明らかでない、そういう点から、そういう点での一步前進というものは認めるべきだから棄権の態度をとりたい。

もう一つ、この経理について、これは一応出でるのですけれども、もう少し要約したやつであります。

負担金がどうなるのか、それから掛け金、それから資産はどういうふうにこれはなっているのか。それからその運営のしかたがどうなのが、だから、当然これは資金運用部資金としてこれは大幅になつていてるでしょう。そういうものはどうなのか。その金利とかそういうものはどうなのか。こういふような点から言うと、これは非常に重大だと思います。これはしかしまあこういふ紙がいましたので、私はまた出ていかなくちゃなりません。やめますから、いまの答弁はなんなら資料で出してもらつてもいいです。これで、その点について答弁してください。

○政府委員(吉瀬維哉君) 先ほどの問題に関する資料とあわせまして、後日先生のお手元に提出いたします。これより三案を一括して討論に入ります。——

○委員長(柳田桃太郎君) 他に御発言もないようですから、三案に対する質疑は終了したものと認められます。

これより三案を一括して討論に入ります。——

○委員長(柳田桃太郎君) 別に御発言もないよう問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柳田桃太郎君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○鈴木力君 私はただいま可決されました恩給法等の一部を改正する法律案に対し、自民、社会、公明、民社の四党共同提案にかかる附帯決議案を提出いたします。

〔附帯決議案を朗読いたします。〕

政府は、次の事項について速かに検討の上善処すべきである。

一、恩給法第二条ノ二の規定については、その趣旨にかんがみ、国家公務員の給与にスライドするようその制度化を図ること。

一、旧軍人に対する一時恩給については、引き続き実在職年が三年以上七年未満の兵に対しても支給の途を講ずること。

一、旧軍人の加算年を取り扱いについて改善を図ること。

一、外国政府、外国特殊法人および外国特殊機関の職員の在職期間の通算については、昭和二十年八月八日に在職していたことが要件となつてゐるが、同日前に自己の意思によらず退職または死亡した者についても実情に即しその制限の緩和を図ること。

一、今回、旧満洲拓殖公社等の在外特殊法人または在外特殊機関の職員期間と公務員期間との通算措置が図られているが、なお完全通算とするよう検討すること。

右決議する。

附帯決議案の趣旨は、案文及び審議の過程で明らかでありますので、説明は省略させていただきます。

○委員長(柳田桃太郎君) 別に御発言もないようですかから、三案に対する質疑は終了したものと認められます。

これより三案を一括して討論に入ります。——

○委員長(柳田桃太郎君) 別に御発言もないよう問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柳田桃太郎君) 全会一致と認めます。よつて、恩給法等の一部を改正する法律案全部を提出いたします。

〔附帯決議案を朗読いたします。〕

政府は、次の諸点につき速かに検討の上善処すべきである。

一、国家公務員共済組合法第一条の二、公共企業体職員等共済組合法第一条の二の規定については、その制度の趣旨にかんがみ、国家公務員の給与および公共企業体職員の給与にスライドするようその制度化を図ること。

一、療養の給付については、組合員が退職後一定期間内に罹病した場合にも適用し得るよう配慮すること。

一、外國政府職員等の雇員期間を職員期間として通算する措置については、他に就職することなく内地帰還後一年以内に公務員、公共企業体職員等として就職した場合に限定する取扱いが行なわれているが、共済組合法の建前には十分配慮し、合理的な措置を講ずること。

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案、及び、昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共合短期給付の掛金率については、沖縄県におきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。

附帯決議案を朗読いたします。

恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案を朗読いたします。

政府は、次の事項について速かに検討の上善処すべきである。

善処すべきである。

一、恩給法第二条ノ二の規定については、その趣旨にかんがみ、国家公務員の給与にスライドするようその制度化を図ること。

法律案、両案全部を問題に供します。両案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柳田桃太郎君) 全会一致と認めます。

び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案、両案全部を問題に供します。両案に賛成の方の挙手を願います。

以上です。

附帯決議案の趣旨は、案文及び審議の過程で明らかでありますので、説明は省略させていただきます。

右決議する。

以上です。

附帯決議案の趣旨は、案文及び審議の過程で明らかでありますので、説明は省略させていただきます。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(柳田桃太郎君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

○委員長(柳田桃太郎君) 許可、認可等の整理に
関する法律案を議題といたしまして、趣旨説明を
聴取いたします。中村行政管理庁長官。

○國務大臣(中村寅太君) だいま議題となりま
した許可、認可等の整理に關する法律案につい
て、その提案理由及び概要を御説明申し上げま
す。

政府は、行政の簡素化及び合理化を促進するた
めに、行政改革三カ年計画に基づき許可、認可等
の整理を行なつてまいりましたが、本年も引き続
きその推進をかかるため、この法律案を提出する
こととした次第であります。

法律案の内容について御説明申し上げますと、
第一に、許可、認可等による規制を継続する必要
性が認められないものにつきましてはこれを廢
止し、第二に、規制の方法または手続を簡素化す
ることが適當と認められるものにつきましては規
制を緩和し、第三に、下部機関等において処理す
ることが効率的であり、かつ実情に即応すると認
められるものにつきましては処分権限を委譲する
こととしております。

以上により廃止するもの五、規制を緩和するも
の九、権限を委譲するもの六、計二十について、
十六法律にわたり所要の改正を行なうことといた
しました。

以上が、この法律案の提案理由及び概要であり
ます。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛
同あらんことをお願いいたします。

○委員長(柳田桃太郎君) 続いて、衆議院の修正
部分について説明を聴取いたします。衆議院議員
山口敏夫君。

○衆議院議員(山口敏夫君) だいま議題となり
ました許可、認可等の整理に關する法律案に対す
る衆議院の修正につきまして、その趣旨を御説明
申し上げます。

政府原案では、無線局の無線設備等の検査につ
いての規制の緩和、電波の周波数の表示の変更等

に關する電波法、放送法及び郵政省設置法の改正
規定は、昭和四十七年六月一日から施行すること
にしておりましたが、衆議院における議決の時期
がすでにその日を経過しておりましたので、これ
を公布の日から施行することに改めた次第であります。

以上が修正の趣旨であります。

○委員長(柳田桃太郎君) 本案の審査は後日に譲
りたいと存じます。

暫時休憩いたします。

午後六時三十八分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕

六月九日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月九日)

一、運輸省設置法の一部を改正する法律案

（五十通）
運輸省設置法の一部を改正する法律案
（不字及び一は衆議院修正の部分）

附 則

この法律は、昭和四十七年四月一日から施行す
る。ただし、第三十条第三項、第七十一条第二項
及び第八十一条第一項の改正規定は、公布の日か
ら施行する。

（六十通）
この法律は、昭和四十七年五月二十九日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願

（六十三通）
請願者 埼玉県所沢市緑町公住一六九／三
紹介議員 岡本良平外六十二名

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

（第二三七三号）昭和四十七年五月二十九日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願

（五百三通）
請願者 埼玉県所沢市緑町公住一六九／三
紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

（第二三七七号）昭和四十七年五月二十九日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願

（三百六十五通）
請願者 沖縄県那覇市寄宮一〇五 内閣臣
紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

（第二四九八号）昭和四十七年五月二十九日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願

（八十通）
請願者 長崎市浜口町一二ノ二 生紀四郎
紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

（第二四九七号）昭和四十七年五月三十日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願

（十一通）
請願者 群馬県前橋市岩神町三ノ一九ノ一
紹介議員 高橋 邦雄君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

（第二六一五号）（第二六一六号）（第二六五〇号）
(第二六五一号) (第二六五二号) (第二六五三
号)
一、靖国神社國家管理の立法化反対に關する請
願(第二三七八号) (第二五四九号)
一、航空自衛隊美保基地の拡張整備計画反対に
關する請願(第二六一七号)

（第二三九〇号）昭和四十七年五月二十九日受理
国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(五十通)
請願者 岡山市伊福町三ノ七ノ七 片山武
紹介議員 小枝 一雄君
雄外四十九名

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。
（第二三九一号）昭和四十七年五月二十九日受理
国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(五十通)
請願者 熊本県玉名市伊倉 岡本スミエ
紹介議員 高田 浩運君
この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

（第二三九二号）昭和四十七年五月三十日受理
国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(五十通)
請願者 熊本県玉名市伊倉 岡本スミエ
紹介議員 高田 浩運君
この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

（第二三九三号）昭和四十七年五月三十日受理
国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(五十通)
請願者 熊本県玉名市伊倉 岡本スミエ
紹介議員 高田 浩運君
この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

（第二三九四号）昭和四十七年五月三十日受理
国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(五十通)
請願者 熊本県玉名市伊倉 岡本スミエ
紹介議員 高田 浩運君
この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

（第二三九五号）昭和四十七年五月三十日受理
国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(五十通)
請願者 熊本県玉名市伊倉 岡本スミエ
紹介議員 高田 浩運君
この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

（第二三九六号）昭和四十七年五月三十日受理
国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(八十通)
請願者 長崎市浜口町一二ノ二 生紀四郎
紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

（第二三九七号）昭和四十七年五月三十日受理
国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(八十通)
請願者 長崎市浜口町一二ノ二 生紀四郎
紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

（第二三九八号）昭和四十七年五月三十日受理
国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(六十通)
請願者 群馬県前橋市植野六八五
紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

（第二三九九号）昭和四十七年五月三十日受理
国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(十一通)
請願者 群馬県前橋市岩神町三ノ一九ノ一
紹介議員 高橋 邦雄君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

（第二四〇〇号）昭和四十七年五月三十日受理
国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(十一通)
請願者 群馬県前橋市岩神町三ノ一九ノ一
紹介議員 高橋 邦雄君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

（第二四〇一号）昭和四十七年五月三十日受理
国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(十一通)
請願者 群馬県前橋市岩神町三ノ一九ノ一
紹介議員 高橋 邦雄君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

（第二四〇二号）昭和四十七年五月三十日受理
国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(十一通)
請願者 群馬県前橋市岩神町三ノ一九ノ一
紹介議員 高橋 邦雄君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

（第二四〇三号）昭和四十七年五月三十日受理
国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(十一通)
請願者 群馬県前橋市岩神町三ノ一九ノ一
紹介議員 高橋 邦雄君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

（第二四〇四号）昭和四十七年五月三十日受理
国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願
(十一通)
請願者 群馬県前橋市岩神町三ノ一九ノ一
紹介議員 高橋 邦雄君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二四八号 昭和四十七年五月三十日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願

請願者 大阪府豊中市刀根山五ノ一ノ一
下平仁子外九十九名

紹介議員 中山 太郎君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二五四〇号 昭和四十七年五月三十日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願

(二通)

請願者 東京都清瀬市梅園一ノ二ノ七 松
沢順子外三十九名

紹介議員 鹿島 俊雄君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二五一号 昭和四十七年五月三十日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願

(二通)

請願者 長崎市江里町七ノ五八 西崎清五
郎外三十八名

紹介議員 中村 祖二君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二五一号 昭和四十七年五月三十日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願

(二通)

請願者 長崎市岩川町四ノ八 林田孝子外
九名

紹介議員 初村瀧一郎君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二五三号 昭和四十七年五月三十日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願

(四十通)

請願者 群馬県前橋市後閑町五一ノ二ノ二
〇二 神村美津子外三十九名

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二五五四号 昭和四十七年五月三十日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願

(三通)

請願者 京都市北区大将軍西町四 飯田昌
子外五十九名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二五五五号 昭和四十七年五月三十日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願

(五通)

請願者 鹿児島市下伊敷町六六六 池田房
代外百七十四名

紹介議員 柴立 芳文君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二六〇二号 昭和四十七年五月三十一日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願

(一百二十四通)

請願者 鹿児島市下荒田町五四 田辺恵美
子外四千二百七十九名

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二六一四号 昭和四十七年五月三十一日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願

(四通)

請願者 千葉市仁戸名町六七三 松原洋子
外七十九名

紹介議員 菅野 儀作君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二六一五号 昭和四十七年五月三十一日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願

(十五通)

請願者 福岡県柏原郡古賀町国立福岡東病
院宿舎内 山内久美子外四十九名

紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二六一六号 昭和四十七年五月三十一日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願

(二十通)

請願者 茨城県土浦市桜ヶ丘町九〇三 矢
口美智子外十九名

紹介議員 中村 登美君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二六〇五号 昭和四十七年六月一日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願

(六十通)

請願者 群馬県前橋市南町三ノ二六ノ二
五十嵐典子外五十九名

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二六〇六号 昭和四十七年五月三十一日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願

(十通)

請願者 石川県金沢市宝町一三ノ一淑翠寮
内 笹林慧子外百九十九名

紹介議員 鳩崎 均君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二六一一号 昭和四十七年六月一日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願

(七通)

請願者 静岡県田方郡中伊豆町白岩 佐々
木幸子外六名

紹介議員 川野辺 静君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二六二二号 昭和四十七年六月一日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願

(四通)

請願者 茨城県土浦市下高津八九 中村静
江外十四名

紹介議員 中村 登美君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二六三三号 昭和四十七年六月一日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願

(四十通)

請願者 名古屋市昭和区池端町二ノ一九
柴田ちづ子外五十九名

紹介議員 橋本 繁蔵君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二六五〇号 昭和四十七年六月一日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願

(百六十六通)

請願者 宮城県仙台市荒巻字川平一六ノ六
我妻まさ外六千九百十九名

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二六五一号 昭和四十七年六月一日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願

(七通)

請願者 静岡県田方郡中伊豆町白岩 佐々
木幸子外六名

紹介議員 川野辺 静君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二六五二号 昭和四十七年六月一日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願

(七通)

請願者 静岡県田方郡中伊豆町白岩 佐々
木幸子外六名

紹介議員 川野辺 静君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二六五三号 昭和四十七年六月一日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願

(四十通)

請願者 群馬県渋川市大崎一、三八八 稲
村信正外三十九名

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第一八九九号と同じである。

第二六〇四号 昭和四十七年五月三十一日受理

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願

国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願

(六十通)

第二三七八号 昭和四十七年五月二十九日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 神奈川県逗子市小坪一ノ二一ノ一

三 岸良子外八十九名

紹介議員 喜屋武真榮君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一五四九号 昭和四十七年五月三十日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市梶原六三〇梶原ア

パート三三五 三岩昭三外百十九

紹介議員 山田 勇君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第二六一七号 昭和四十七年六月一日受理

航空自衛隊の拡張整備計画反対に関する請願

請願者 島根県安来市安来町八七八ノ二安
来市議會議長 種田武

紹介議員 中村 英男君

航空自衛隊美保基地の拡張整備計画には反対であるから、本計画をすみやかに撤回されたい。

理由

一、防衛庁は、航空自衛隊美保基地を拡張整備し、ジェット基地化する計画の準備を遂行しているといわれるが、この計画によつてC—Iジェット輸送機の発着が行なわれれば、民間ジェット機との共用と相まつて、安来市の住民は著しい不安と騒音公害になよまされるばかりでなく、滑走路の改築に起因する中海の水質汚濁は急速に進行し、生活環境の極度の悪化とともに、中海新産都市の中核として将来に期待をかける本市にとって極めて憂慮すべき事態である。

二、安来市議会は、本年三月二十四日、美保基地拡張反対決議をおこなつており、本市住民のすべてが反対せざるを得ない。

昭和四十七年六月二十九日印刷

昭和四十七年六月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局